

平成30年

建設委員会会議録

とき 平成30年7月3日

品川区議会

平成30年 品川区議会建設委員会

日 時 平成30年7月3日(火) 午前10時00分～午後2時42分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 たけうち 忍 君 副委員長 松永 よしひろ 君
委員 大沢 真一 君 委員 横山 由香理 君
委員 あくつ 広王 君 委員 安藤 たい作 君
委員 筒井 ようすけ 君 委員 西本 貴子 君

出席説明員 中村都市環境部長 鈴木都市計画課長
森住宅課長 高梨木密整備推進課長
稲田都市開発課長 東野まちづくり立体化担当課長
長尾建築課長 小林環境課長
工藤品川区清掃事務所長 藤田防災まちづくり部長
曾田災害対策担当部長 今井土木管理課長
兼危機管理担当部長
古郡交通安全担当課長 多並道路課長
兼用地担当課長
溝口公園課長 持田河川下水道課長
古巻防災課長 富澤災害対策担当課長

○午前10時00分開会

○たけうち委員長

ただいまから、建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、報告事項、所管事務調査について、行政視察について、およびその他を予定しております。

本日も、効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

本日は1名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

1 報告事項

(1) 第一三共株式会社用地の寄付について

○たけうち委員長

まず、予定表1の報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)第一三共株式会社用地の寄付についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○稲田都市開発課長

それでは私から、第一三共株式会社用地の寄付について、お手元の資料に基づきましてご報告いたします。

初めに1、経緯でございます。広町一丁目周辺地区におきましては、品川区まちづくりマスタープランで都市型工業ゾーンに位置づけられており、平成23年に決定しました広町一丁目周辺地区地区計画に基づきまして、第一三共株式会社は順次地区内で整備を進めているところでございます。その中で、地区計画の目標の1つであります研究施設の集積を進めていましたところ、未利用地が生まれたため、同社の意向によりまして、当該用地を地域貢献として区に寄付をしていただくことになったものでございます。

2、寄付用地の概要でございます。(1)場所は、品川区北品川三丁目10番2号、第一三共の研究所棟があった場所でございます。地図をご覧ください。青枠の中の赤斜線の位置でございます。また、その下のほうに、ちょっと見えにくいのですが、一点鎖線で囲われている赤い地区が、地区計画によりまちづくりを進めている区域でございます。下のほうに拡大図がありますが、子供の森公園と山手通り、それから南側は目黒川が接するところでございます。(2)面積は1,510.22㎡。(3)受領時期として、この7月には事務手続を完了する予定で進めております。(4)受領根拠としましては、第一三共株式会社と締結しました整備推進に関する協定の本用地の寄付についての項目に基づいております。受領後は、当面下水道局事業を区が受託して行う、第二戸越幹線の放流渠建設場所として平成36年まで使用し、その後公園として整備する予定でございます。資料の写真ですが、参考に建物があったときの写真を掲載しております。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

協定の第4条というところで、もう少しどのような内容なのかということをお教えいただきたいというものが1点です。

あと、寄付というのは大いに結構だと思うのですが、基本的に企業ですから、普通営利が活動の目的なのではと思うのですが、今回地区計画の中で集約が進んでいるという話もありましたけれども、区に提供するというところの、第一三共側がこの地区計画からなのか分かりませんが、そういったところで区から受けたメリットのようなものがやはりあると思うのですが、そういったものはどういったところがあったのか伺いたしたいと思います。

○稲田都市開発課長

まず、協定の第4条でございます。これは地区計画の地区外ということで、地区外貢献施設というところなんです。地区外貢献施設、乙所有の別添図2の土地は、この土地ですね、乙が当該土地に存する建物内の機能を当該地区へ移転し、建物を取り壊した後、隣接する区立子供の森公園の拡張用地として甲へ無償で移譲するという項目に基づきまして、今回寄付を、建物が4月に壊し終わりました、完了したということで寄付を受けるというところでございます。

第一三共側が区から受けたメリットというところでございますが、これはあくまでこの地区計画の目標である、研究機能を集積していった土地というところで、何というのでしょうか、特にこの用地を寄付したから第一三共がメリットがあったなどというものではございません。

○安藤委員

第4条のことはわかりました。かなり当初から具体的に定めていたということだったんですね。すみません。知りませんでした。

2点目の質問は、何と申しますか、うまく言えなかったのですが、例えば大崎第二地域センターなども、今、再開発のビル内に入っているのですが、それは無償提供されたものだと思っているのですが、再開発でかなり容積率がアップして、事業者としてもそれなりのメリットがあるという中で、地域貢献ということでそういう施設を提供したりなどということが、それだけではないと思いますが、ほかにもあると思うのです。今回のケースの場合はどういうメリットがあって、だからここは区に提供しますというようになったのかということを知りたいので、お答えいただきたいと思っております。

それと、用途については平成36年までは治水対策のために使うということなのではと思うのですが、完成後は公園ということですが、先般公園の真ん中のほうに児童相談所の設置ということで報告があったのですが、もしこういった用地があるのであれば、ちょっと公園の中のほうに児童相談所ができてしまうと、公園の広く使える部分というのが制限されてしまうところが残念だなと思っております、可能であればこちらのほうに児相を設置して、公園の中の広いスペースを確保するというような方策もあったのではないかとと思うのですが、そういうことというのはなかなか難しいのでしょうか。そちらもあわせて伺います。

○稲田都市開発課長

第一三共に対して、容積率の緩和ということが、こういう地区計画等々を進める中においてはあるところでございますが、その辺は周辺道路の整備、拡幅して空地を設けて、公共空間として空地を設けまして道路整備等々をやっている中で、容積率等の緩和が適用されるというものでございまして、この土地を寄付してメリットを第一三共が受けたというようなことではございません。

それから今後の公園整備等々の予定については、まだこれからというところで聞いております。

○溝口公園課長

第一三共の土地を含めた今後の公園利用の関係でございます。具体的などは決まっております。ただ、委員ご指摘の児童相談所の設置の関係でございます。公園内のどこに設置したらいいのか、さま

ざま検討した結果、前回の6月の委員会で場所を報告させていただいたところでございます。今回第一三共の寄付でいただける土地のところに入れるということは1つの案としてはあったのですが、下水の構造物が大きいものが入ってくる関係で、どうしてもその上に建物が建てられないということで、この1,500㎡の中に児童相談所の、今予定しています規模の建物を建てるのが困難だという状況の中で、どういう形で設置していったらいいのか、1つの計画として検討を行った結果として、今回6月の委員会でお示した内容になったというところでございます。ただ、いずれにしても公園、同じように1,500㎡増えますので、そういった中で公園の配置をさらにいい形にしていきたいというふうに考えているところでございます。

○西本委員

今の児童相談所の設置場所なのですが、前回の当委員会において子供の森公園にというお話だったのです。それで、今のお話もなかなか公表ということが難しかった、時期的なところがあったのかもしれないのですが、単純に私もここに児童相談所を持ってくればいいのかと思いましたが。広さを考えれば。子供の森公園は前回の議論の中でも、皆さんに親しまれているので狭くなるのはどうかという意見もあったわけです。だったら、別にここに土地ができるのだったらここに持ってくればいいのかと思ったのです。だったらなぜ前回、そのようないろいろな複雑な問題、複雑かどうかわかりませんが、課題があって、ここになるというのは、なぜ同時にこれ報告はしていただけなかったのでしょうか。

○たけうち委員長

答えられます？ わかる範囲で。児童相談所の設置の考え方については、またちょっと所管が違ってもあるかもしれないので。わかる範囲で結構ですでお答えください。

○溝口公園課長

児童相談所の報告の関係でございます。所管のほうでもいろいろ検討していく中で、どこがいいのか、本当に子供の森がいいのか、またほかの場所、適地がないのか、そういったところさまざま探していく中で、やっと6月の時点で報告できたというふうに所管課のほうから聞いておりますので、その辺についてはご理解いただきたいと思っております。

○西本委員

私が言いたいのは、この近くに土地をいただくことになったわけだから、そこの第一三共のほうからいただく土地につくるということも可能だったわけではないでしょうかということなのです。ですから、その共有化というのはどのような形でされているのかと思うのです。

先ほどのご答弁の中で、構造物があってできない状況があるということで、前回の報告の内容は受けとめますけれども、ただ、いろいろな土地を考えてという中に、この近くにこういう土地があるのに、それが後に出てくるということは、やはりちょっと説明としては、土地の広さなどから考えれば、公園の面積をやはり維持してほしいという思いがあるので、だけれどもいろいろ考えた結果、この土地もあるけれどもいろいろな理由があってここになりましたというような説明はできなかったのでしょうかという話です。

○溝口公園課長

申しわけありません。今までも言葉の足りないところはあったかもしれませんが。そういったところの観点で説明してきたつもりでおりますし、今後も児童相談所の所管は他部署になりますけれども、公園にかかわるところでございますので、適時適切に報告していきたいと考えております。

ただ、やはりいろいろ検討していく中の1つの結果として、6月の委員会でご報告させていただいた、そういったところをご理解いただきたいと思います。当然その中には第一三共に寄付いただける土地についても、建てられるか建てられないか、そういったところの検証もしたところでございます。ただ、先に下水の工事が入ってくる、施設が入ってくる、そういった計画がありましたので、それを動かしてまでやると、本来の下水の機能が、雨水の排水管の機能が損なわれるということもありますので、そういったところも考慮しながら、最終的に決めてきたというふうに聞いておりますので、内容、説明の報告等、足りない部分があったのかもしれませんが、ご理解いただきたいと思っておりますので、

○横山委員

2点お伺いをさせていただきます。今回第一三共株式会社からの寄付という形なのですが、ほかの、例えば寄付を受けるときに、感謝の気持ちということを示したりすることが、ケースとしてあるかと思うのですが、今回は何かお考えがあるのかどうかというところをお聞かせください。

2点目が、こちら受領した土地の状態というのがどうなっているのかというのは、現在の時点でどのように把握されていますでしょうか。先に下水道の工事、施設が入ってくるというお話が今ありましたけれども、これから公園の整備に向けて、土地の調査などから始められるのか、今後受領した後、どのような形で進むのかというところ、今わかる、現時点の状況をお聞かせいただけたらと思います。

○稲田都市開発課長

寄付でいただいて、その感謝の気持ちというところなのですが、現在、今の段階では感謝状を送るか、そういうことは考えていないところでございます。

それから土地なのですが、まず現状なのですが、建物を取り壊して基礎ぐい等も撤去して、更地の状況で寄付をいただいたという状況です。今後、下水の工事、公園の工事等進んでいく中におきましては、それぞれの担当のほうで測量等、調査等をやりながら進められるものでございます。

○横山委員

ありがとうございます。何かしら感謝状ですとか、ほかの事例、ちょっと私も全てわかっているわけではないのですが、気持ちは示せるといいのかなと考えておりますので、ご検討いただけたらと思います。

また、土地の状態についてなのですが、ほかの公園等でよく土壌汚染などの部分でスケジュールがおくれてしまったりとかというケースが発生しているかと思うのですが、こちら児童相談所のほうの設計もありますし、公園の整備ということで、いろいろ複雑になってきて大変になってくるかと思うのですが、予定がおくれないように、スムーズに進めていただきますよう、ぜひお願いさせていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。

○安藤委員

ちょっと1点だけ忘れまして。私結構この土地の前を自転車で通ることが多いのですが、三角の土地の左、上の角のあたりがへこんでいますけれども、そこだけ山手通りとの間に小さい土地が残っているのですが、従前は会社が営業をしていたのですが、今はちょっと特に、廃屋のように思っている、元会社の建物なのです。こちらと一緒に購入すれば、土地がもっと有効に使えるのではないかと思うのですが、そういった検討というか、動きというものはされているのか。ぜひ可能であればこういったところも買っていく必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○稲田都市開発課長

確かにここに民有地がございます。ただこれを今後どうするかというのは、現段階では何も今検討していないというところでございます。

○安藤委員

主に学校などですと、隣に隣接した土地というのは結構購入しているケースが多いと思いますので、こちらも公園の隣ということになりますし、ぜひ情報収集も含めて検討していただければと思います。

○あくつ委員

ありがとうございます。私もここをよく通るし、けさも通ってきたのですが、前の児童相談所の計画地の図と、今回の寄付の図を見ると、当たり前なのですが、児童相談所ができてグラウンドがあって、今回のこの寄付用地については、しばらくは下水の工事のために使うということだったのですが、それが終わった後も下水道の施設をずっと置くということになるのでしょうか。

○持田河川下水道課長

今のこの三角の土地でございますが、当面下水道のこの第二戸越幹線工事、東京都から受託した事業で使わせていただくという形でございます。この工事、基本的には下水道の工事でございますので、構造物は全部地下に入る形になります。地下には下水道管ですとか、そういった立坑、マンホール等が入っていく形にはなりますが、地上の部分につきましては、基本的には高さを合わせて平地にするような形で仕上げ、建物を建てるというのは少し難しいのですけれども、それ以外のもののいろいろな使い方はできるような形で仕上げるといいます。

○あくつ委員

ありがとうございます。先ほど西本委員からもあったのですけれども、ここに児童相談所ができれば確かにおさまりがよかったとは思いますが、そういう形で、この工事が終わった後、ちょうどふたをされてしまうような形に、今グラウンドでなっていますけれども、今後そうなった場合は公園として、グラウンドも含めて何か一体化するような考え方は出てくるのかどうか伺いたいです。

○溝口公園課長

今回いただいた第一三共の土地ですけれども、下水の工事が終わった後については、グラウンドの再編も含めて子供の森公園全体を改修したいというふうに考えておりますので、その中でしっかりしていきたいと思っておりますし、今回児童相談所、大体1,500㎡ぐらい使うというお話をさせていただいて、今回1,500㎡ぐらいの土地がいただけますので、面積的には変わらずに公園としては使えるような形になっております。そういった観点も含めて、もともとある子供の森公園のコンセプト、そういったものも活かしながら、再整備を考えていきたいと考えているものでございます。

○大沢委員

心配し過ぎなのかもしれない質問なのですが、以前に西五反田のほうの小学校跡地も土壌を掘り起こしたら汚染をされていて、1回全部土を入れ替えたということがありますが、ここは公園になるので、その辺のしっかりとした事前の調査なり、検査というのはされていますよね。

○稲田都市開発課長

寄付を受けるに当たりまして、土壌の調査というのですか、それはやっております。何というのでしょうか、異常はないというところで現在聞いております。それで、今後それぞれまた事業者が工事をやる中においては、またそういう土質の調査等をやっていくものだと思います。

○たけうち委員長

ほかによろしいですか。

それでは、ご発言がないようですので、本件を終了いたします。

(2) ゆうぼうと跡地の今後の計画について

○たけうち委員長

次に、(2)ゆうぼうと跡地の今後の計画についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○稲田都市開発課長

それでは私から、ゆうぼうと跡地の今後の計画についてをご報告いたします。

その前に、先般ゆうぼうと跡地の事業を主体的に進めていきます日本郵政不動産株式会社の社長や、専務取締役が区のほうに来られまして、解体も終わりに近づいたということで今後の計画を話に来られたということがございましたので、これらも含めて本日も報告いたします。

1番、建築計画概要(案)でございます。まだ詳細の建築内容は決まっていないということですが、(1)敷地面積、約6,700㎡、位置は資料の下の図、赤線で囲われた旧ゆうぼうとの部分になります。(2)延床面積、約6万6,000㎡を予定しているということです。(3)主要用途としましては、事務所、オフィスですね。それからホテル、店舗等のにぎわい施設および平土間式小ホールを入れていくという予定とのこと。このホールについてなのですが、日本郵政はホールは建設しないの基本方針がありまして、ホールがある建築物ですと、構造上非常に大規模な建築物となり、到底できないというところでしたが、地元要望等も踏まえながら協議を重ねましたところ、フラット型、平土間式小ホール、フラット型の床で400席から500席程度の席が設けられるもの、これを区が借りていただければという話がありまして、このホールを区が借りて運営していく形で、現在話を進めているところでございます。フラット型ホールは会議場、宴会場等の利用、また、ステージを設けての発表会、大きな音は難しいのですが、音楽会などもできるようなものを現在協議しているところでございます。また、ホールのみならず店舗等のにぎわい施設などもあわせて、五反田のにぎわい施設としてこの事業が進められるよう、協議を行ってまいりたいと思っております。

最後になりますが、2、スケジュール(案)でございます。(1)従前のゆうぼうとの建物解体が6月末で完了したということです。(2)引き続き駐車場整備工事を9月末までにやっていくということです。暫定的に駐車場として、この土地を利用していきなりたいというふうに言っておりました。それから、(3)新しい建物の竣工時期でございます。これは2022年度を目途として、現在考えているということでございます。写真は従前のゆうぼうとを掲載しております。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○横山委員

すみません。1点確認だけお願いいたします。

平土間式小ホールということで、フラットな床400から500席程度のホールということでお聞きしたのですが、ちょっとイメージが、何でしょう、私のほうでまだ湧かなくて、詳細をイメージできるような、何かもう少しわかりましたらご説明いただきたいということと、地元の方といろいろ協議のほうされたということなのではございますけれども、どのあたり、地元の方の声が反映された形になったのかということをお教えください。

○稲田都市開発課長

このフラット型のホールのイメージでございますが、一番わかりやすいと私が思っているのは、きゅりあんのイベントホール、劇場のところではなくてフラットなイベントホールがありますけれども、あそこが椅子を並べますと450席ぐらいできるというところございまして、イメージ的にはきゅりあんのイベントホールを思い浮かべていただければというふうに考えております。ただ、詳細についてはまだ、設計を今後やっていくという話ですので、イメージ的にはそういうものです。

それから地元の方との協議状況がどう反映されたかというところでございますけれども、地元の方々やはり従前のゆうぼうとの、1,800席ほどあったのですが、ああいうものが欲しいというところで日本郵政のほうにも話をしたり、区も当然そういう話を持っていったところなのですが、先ほどもお話ししましたとおり、日本郵政としましてはホールはやっていかないというのが基本方針であったというところから入っていきながら、最終的にといいますか、五反田のにぎわいというところがやはり地元の皆様方の思いでございますので、その思いで小ホール、このイベントホールも設けながら、このビル全体で商業、テナント等も入れながら、このにぎわいをつくっていかうという話をする中で、こういう形というところは今話をしているところでございます。

○横山委員

ありがとうございます。きゅりあんのイベントホールのようなイメージということで、大変わかりやすいご説明ありがとうございました。

また、地元の方のお声、もともと日本郵政のほうではホールは前向きではないというところから協議していただいて、ホールのほう、区のほうで借りていくという形になったということ、確認をさせていただきました。地元の方、にぎわいの創出というところ気にされてお話しされているかと思っておりますので、引き続きそのハード面とソフト面と、協力してほかの課とも連携して盛り上げていていただきたいというふうに要望させていただきます。

○筒井委員

まず確認なのですが、このゆうぼうと跡地の建築物について、品川区がかかわっていくことはできるのが平土間式小ホールのみということですのでよろしいのでしょうかということと、向こう側は品川区がこのホールを借りることを希望されているということなのですが、それ、何らかそういったコスト面の要件等で協議が整わなかった場合、この平土間式小ホール自体の話もなくなるという可能性というのはあるのでしょうか。この2点お願いします。

○稲田都市開発課長

現段階でございますが、区がかかわることがというところは、区が借りる形ということにおきましては、この平土間式小ホールが区がかかわるところということでございます。今後にぎわい施設、どういふものを入れていくかという話になったときに、いろいろな案が出てくるとは思いますが、現段階では平土間式小ホールを借りるという形で区が関係するということですので。

あと、その借りるコスト等の話なのですが、コスト、賃料というのですか、そういう話においては区が借りてくれればということでございますので、そのコストに関しては詳細は今後詰めていって、何とか借りられるような形ができればと思います。

○安藤委員

すみません。ちょっと詳細は詰まっていないかもしれませんが、従来のゆうぼうとの階数、高さはどれぐらいだったのか、今回のビルの階数、高さ、延べ床面積は出ていますけれども、それぞれ

幾つかということをお教えください。

それと、かつてバレエなどの聖地の1つとして親しまれていたということで、確かに発表会があるものですから、近隣の大崎などの人でもバレエを習っている人とか結構多かったのです。ですから、いろいろ地元からの要望というのはあったと思うのですけれども、そうした方々の要望というのは、区としてはどのようにつかんでいて、今回どのように反映されていくのかというのはちょっと教えていただきたいと思っております。

○稲田都市開発課長

従前のゆうぼうとの建物の大きさというのですか、地上15階建て、地下4階というふうに、この写真のような地上15階建てという状況だということでした。延べ床面積が6万6,000㎡というように、ここに出ていますけれども、階数とか、そういうところにおいてはまだ詳細は決まっていないと聞いております。

それと、確かにバレエが従前このゆうぼうとを利用して非常に好評だったというところがございますけれども、東京都全体の話になりますが、いろいろな劇場が老朽化等々によりなくなったり、建て替えに入ったりというところで、ゆうぼうともその中に含まれているところがございます。そういう中におきましては、今後の歴史はまた都全体といいますか、周辺を含めまして、そういう中で考えられていくのではないかと考えております。

○安藤委員

なかなかバレエがやれるというところまではいかないのは残念ではありますが、こういったホールというのはまだまだ需要が足りていないと思っておりますので、ぜひ区としてもかかわっていただいて、区民が使いやすい、借りやすいような体制、料金も含めてできるようにご努力いただきたいというふうに要望いたします。

それと高さなども聞きましたけれども、ちょっと大体のイメージでいいのですが、今15階だったということですが、それより大分大きくなるような見通しなのか、それともこの現状の基準から考えて、そんなに変わらないものになるのか、ちょっとその辺だけ教えていただきたいというのが1点です。

それと2点目は、五反田周辺にぎわいゾーンでしたか、まちづくりのビジョンを区が作成しましたが、そちらの変更修正というものがやはり行われていくものなのか教えてください。

○稲田都市開発課長

階数等々につきましては、まだこれから決めていかれるというふうに聞いております。また、都市計画の話もございまして、その辺等を今後詰めていながら、形等が決まっていくというような段取りでございます。

それから五反田駅周辺にぎわいゾーン、このゆうぼうとはにぎわい拠点として位置づけられております。これは変えるつもりはございませんで、日本郵政もこのにぎわい拠点ということを十分認識しております。この五反田のまちづくり、にぎわいづくりに寄与していきたいというのは郵政のほうも思っているところでございます。

○西本委員

所管が違ったら指摘していただきたいのですが、先ほど平土間式小ホール、区が借りるという形ということなのですが、これの交渉はどこの所管になるのかということ、それで、多分建設委員会が担当ではないと思うのでお答えできないと思うのですが、その交渉の際に利益の部分も含めての考えな

どがどのような考えをされているのかということ、それからあと2つ目が、駐輪場と駐車場がどうなっていくのか。前の建物だと駐輪場は余り整備されていなかったように感じるのです。ですから、ここ周辺、五反田の周辺の駐輪、放置自転車の問題もあるので、やはりにぎわい拠点というのであれば駐輪場の整備、駐車場の整備というのは当初から区の、ここの地域の全体の実情を示して考えていただけるといふ方向に持って行っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○稲田都市開発課長

所管というところでございます。大変申しわけございません。所管というところでございますが、私も都市開発課が現在所管で、このホールに関しての協議等も行ってきているというところでございます。現段階ではそういうところで進めているということでございます。

それと、どういう価格の設定なのかということでございますが、これはいろいろと不動産の条件等がございまして、そういうところを日本郵政等が計算したり、それをチェックしたり、そういう協議の中で費用等は決めていくというところでございます。

それから駐輪場ですね。駐輪場は基本的には付置義務というものがございまして、その付置義務を守りながらやるというのが建て主側の、区もそうですけれども、認識というところでございますが、駐輪場の話など、五反田もそういう問題もございまして、それは日本郵政とも協議をしながら、適切な駐輪台数が確保できればと思っております。

○西本委員

やはり全体的ににぎわいということであるならば駐輪場は必須でありますし、それから台数がどのぐらい必要なのかということについても、恐らくゆうぼうと自身は余り全体を見ることはできないと思うのです。それをこちらサイドとしては、この近隣の現状を考えると、駐輪場の設置台数などというものも踏み込んでお願いしていただきたいと思っております。

この周辺、本当に自転車をとめられないのです。本当にとめられない。ですからここに店舗などが入ってしまうと、結局とめられないのでマイナス方向に行ってしまうのです。しかも駐輪場、放置自転車が多くなることによって美観も損ねたり、それから危険性も伴ってしまうということがありますので、この駐輪場、駐車場についてははっきり議論して進めていただきたいと思っております。

それと平土間式小ホール、ほかの、例えば事務所とか、会議室とか、あるのかどうかわかりませんが、区が管理する、関与するという場合には、その費用対効果というのは非常に大切だと思うのです。正直言って、平土間式小ホールというのは使い勝手がどうなのだろうと思うのです。ゆうぼうとのよかったところというのは、やはりホールがあって、そこでの発表ができるというところでは、非常に目玉であったと思うのです。象徴的なところがありました。それが平土間式になってしまうということは、非常にグレードが下がると思うのです。何のために使うのですかと。では、区はどういう試算をして、どういう用途やニーズなどを調べて、それに合意をするのかどうかということだと思っております。下手すると、採算が合わなければ区がかかわってもマイナスのほうにばかり影響が出てしまうことがあるので、だったら会議室を入れてもらったほうがいいのかという根本的なところの話になってきてしまうと思うのです。そういう意味でいうと。ですから、近くには五反田文化センターもあります。五反田文化センターとの兼ね合いもあるわけであって、これをどういう使い方で、どういう人たちに目的として使っていただいて、にぎわいを創出していくのかというのは、全体を見渡した形での交渉をしていかないと、結局何かイベントホール、きゅりあんのイベントホールも非常に予約がとれないぐらい使われているので、メリットはあるのですけれども、でも、ここにそういう施設が必要なのかどうかということ

ろも含めて、全体的にちょっと考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○稲田都市開発課長

ホールの費用対効果というところでございます。従前のゆうぼうとはそういう劇場型というところでございます。それに対しまして、今回日本郵政が計画しておりますのはフラット型というところで、平日、ウィークデーですね。ウィークデーでは会議等もありますし、今現在五反田は五反田バレーとも言われていますし、そういう企業、オフィスの方々が会議をするのに、平日は埋まる、私の考えですけれども、平日は埋まっていきながら、土日はちょっとした音楽もできるし、発表会などもできるしというところにおける稼働的なところでいえば、従前のゆうぼうとでは土日だけの演劇等の利用が多かったというふうにも聞いておりますので、平日の稼働、会議室等での利用、それから土日のそういう発表会なり、そういうものも合わせながら、稼働率は、今後また詰めてはいきますけれども、そういうものも頭に置きながらやっていきたいと思っています。

○松永副委員長

ご説明ありがとうございます。私からは2点ありまして、1つは駐車場に暫定的に活用するというお話だったのですけれども、これというのは普通のコインパーキングのようなものになるのか、それとも一部は月極めのような形にするのか、大体何台ぐらいとめることができるのか、もしわかる範囲でいいので教えてください。

もう1つ目が、先ほど平土間式の小ホールについてなのですが、これ400席から500席ということで、きゅりあんのイベントホールからすると、やはり3部屋ぐらいに分割できるような形ができるのではないかと思いますので、もしまだ詳しい内容が決まっていなければぜひそういった仕切りができるような形にさせていただければということをご提案させていただきます。それについてのご意見も伺いたいと思います。

○稲田都市開発課長

暫定の駐車場の件でございますが、詳しい内容については私も聞いていませんで、ただ、現在地下があるのですけれども、地下の部分は使わないで、地上レベル部分を駐車場にするというふう聞いております。ということで、ちょっと台数等はわかりませんし、月極めがあるのかどうかということもちょっと、今のところ聞いていないというところでございますが、聞いているのは地上レベル部分を駐車場にしたいというようなことは言うておりました。

それからホールの間仕切り等の関係でございます。その辺は会議スペースにも使えるということでも考えておりますので、今後日本郵政のほうと仕切り方等を入れるかどうかということにおいても、検討、協議はしたいと思いますが、構造上いろいろあるかもしれませんし、その辺は協議していきたいと思っております。

○筒井委員

今までのゆうぼうの大ホールがなくなるということで、また1つ品川区において文化芸術の施設がなくなってしまうということは非常に残念なのですが、これ理由としまして、採算が合わないということなのでしょうか。大ホールをやめてしまうということの理由が何なのかということ、いま一度確認させていただきたいのと、先ほどご答弁で東京都のお話が出たのですが、何かこういったことで東京都がかかわってくるということはあるのでしょうか。この2点をお願いします。

○稲田都市開発課長

ホールをやらないという理由ですけれども、従前のような大規模なホールをつくるとなると、非常に

構造上しっかりしたものをつくらないといけないと。上にまたオフィス等を載せるとなると、すごく大きい構造物になるということで、建設費用もコストもかかってくるということもございますから、やはり費用対効果的な、そういうところもあって、方針的にホールはもう持たないということだというふうに聞いております。

それから東京都は、東京都全体でホール関係がなくなるというところにおきまして、その関係部署のほうでそういう現状データをまとめているということがあります。その中でゆうぼうともなくなりますよというふうな記載があったというところがございます。今回の新たな平土間式をやる、やらないという中においては、特にそちらの部門との関係はないということでございます。

○大沢委員

今までいろいろと質問が出ているのですけれども、これ本来日本郵政のもので、議会でいろいろと、このまちづくりビジョンもいろいろとあるので要望は出ているのですが、この要望が、先方のものに対してうちのほうで物申すということで、どの辺まで要求、要望が通るものなのか、ちょっとお聞きします。

○稲田都市開発課長

今、委員のおっしゃったとおりでございます。基本的には民間のものでございまして、なかなかここをどうしようかというところにあるのですけれども、区としてはにぎわい拠点としてやっているというところで、そのところを協議しながら、先方にも納得していただきながら、いいまちをつくっていかうというところで、協議を頑張っております。

○たけうち委員長

よろしいですか。ほかはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 広町地区におけるまちづくりの推進に関する協定について

○たけうち委員長

次に、(3)広町地区におけるまちづくりの推進に関する協定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○稲田都市開発課長

それでは私から、広町地区におけるまちづくりの推進に関する協定について、ご報告いたします。

まず1、概要でございますが、JR広町社宅跡地および区有地からなる広町地区のまちづくりにつきましては、JR東日本と共同で検討を行ってきたところでございます。このたび、JR東日本から、今後も協力し、まちづくりを共同で検討することをさらに推進していきたいという申し出がございまして、そのためJRのほうとしては協定書を取り交わしたいとの話がございました。

2、協定の目的でございます。大井町駅周辺を区を中心核としてふさわしい業務・商業機能が充実し、芸術や文化等、生活のステージとして人々が集い、楽しく安全に暮らすことができるまちとし、既存のまちを含めたさらなるにぎわいの創出を図ることを目的としまして、取り組んでいこうというものでございます。区としても、協定を取り交わして、この地区のまちづくりにつきまして進めていこうというものでございます。

お手数ですが、資料の2枚目をご覧ください。

今回締結予定の項目の案でございます。1、目的は先ほど申したものでございます。

2、相互の協力につきましては、目的の実現に向けて相互に協力して、大規模な土地利用転換であるこの事業の検討を行いながら、円滑な推進に努めるというものです。また、具体的には双方で協議の上、別に定めていって協力していこうというものです。

3、事業の対象範囲は、1枚目に戻っていただきまして、上の図なのですが、赤い枠で囲った範囲でございます。大井町駅から庁舎までの広町地区の範囲です。

裏に戻りまして、協定締結時期はこの7月を予定しているところでございます。

以上が主要な協定の項目案でございます。基本的にさらに検討を進めていきたいと思いますという協定であるというところでございます。

お手数ですが、資料1枚目をご覧ください。

3、検討状況・検討方針についてでございます。今までの共同検討におきましても、ここに記載しております(1)から(4)の検討が必要だということでやってきましたが、今後もこれらを基本的な方針として、さらに検討していこうというものでございます。

(1) 基盤施設の整備です。都市計画で進めていくまちづくりにおきましては、最も重要な部分が道路でございます。右側の下の図は、検討方針の案としたものですが、道路基盤をどう計画していくかが課題というところでございます。

それから、(2) 土地の再編でございます。左側の図をご覧ください。現状の土地利用の状況です。図の右側が大井町駅、そして左側、図の右側が大井町駅になります。そして左側が庁舎という位置関係になります。この左側の赤い色が現在の庁舎の土地、そしてその右隣の黄色がJR社宅跡地の土地、そしてその隣の赤い色が区の土地で、ひろまち保育園や劇団四季がある土地、そしてその右側が大井町駅につながる土地でありまして、JRの土地というふうにございまして、このようにお互いの土地が飛び地の関係にあり、この土地を再編しまして、効果的、有効的にこの地区を利用できないかというものでございます。

(3) 歩行者ネットワークの整備、これは地区内外の、それから既存のまちとの連携におきまして、にぎわいづくりにおいても重要と考えているところでございます。

それから、(4) にぎわい創出や防災機能を持つ広場の整備も、さらなるにぎわい、それから安全性、防災機能の充実というところにおきまして、広場等の整備は欠かせないものと考えております。

最後に4、今後の予定でございます。(1) JR東日本は2021年以降の着工を目指すとのスケジュール感で動いております。(2) 私ども区は、大井町駅周辺地域まちづくり方針の策定を今後予定しております。大井町駅周辺地区まちづくり構想を一步踏み込んで、まちづくりの方向性を示しながら、区を中心核としてふさわしいまちづくりを行っていきたいというふうを考えております。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○横山委員

まず1点目が、都市機能集積ゾーンというものが1枚目の右下の図のところに、オレンジの色のところにあるのですけれども、こちらがどういったものなのでしょうか。国が示している指標などの中から検討していくような形なのか、もし、もう少し具体的にわかりましたら教えていただけたらと思います。

それと事業の対象範囲ということで、この赤線の共同検討範囲が設定されているのですけれども、例えばきゅりあんのあたりとか、あのあたりというのは、ちょっと離れているので一緒にというのはなかなか難しいのかもわかりませんが、この範囲がここに決まったというところの背景、もしございましたら教えていただけたらと思います。

○稲田都市開発課長

この検討方針の例でございますが、都市機能集積ゾーンという、この名称でございますけれども、駅に近いというところもあって、まちづくりにおいて、例えば事務所とか、にぎわい施設、店舗等とか、そういうものを考えられるのではないかとということで、そういう都市機能を集積しながら、ほかにも考えられるかもしれないのですけれども、まだ具体的にはその辺の検討が進んでいないというところでございますが、そういうものを駅近くに集積したらどうかということでございます。

それからこの地区を検討するに至りましたのは、広町地区というところで、この広町地区の検討ということにおきまして、この周辺等も含めながらやっていくというところでございます。大井町全体というところにおきましては、今後まちづくり方針というものを、まちづくり構想というものが現在あるのですけれども、それを一步踏み込んでまちづくり方針というものをつくっていくところですが、このまちづくり方針というのは現在のところ、ある程度具体化した形を表現していくというような考えではあります。そういう中においては、既にでき上がったきゅりあんのところも考えながら、まち全体としての大井町のまちづくりを考えていきたいと考えております。

○あくつ委員

いよいよ具体的に動いてきたのかなということで、大分話は煮詰まっているのではないのかというのが印象なのですけれども、まずこのまちづくり方針の策定というのは、大体いつぐらいを予定されているのか、また、その2021年以降の着工ということも、3年後の着工を目指すというふうにしているということで、都市計画とか、そういうものの変更、決定について、現段階で何かこう、ざっとでもいいのですけれども、何かお考えがあるのであれば伺いたいと思います。

○稲田都市開発課長

大井町のまちづくり方針、今年度末には方針をつくっていかうかと考えております。そのときにはちょっと区民の皆様にも、どういう手法でいくかはわかりませんが、ある程度お示ししながら考えていきたいとは思っております。

それから2021年以降、JRが着工するというスケジュール感におきましては、確かに都市計画、そういう手続等の部分においては、非常にタイトな部分はあるかというふうには感じております。そういうことも含めまして、この協定を結んで、さらに一步踏み込んで今後協議をやっていくというふう考えています。

○あくつ委員

現段階ではそう受けとめましたということなのですけれども、今後具体的にさまざまなことを私どもも提案をさせていただいて、また一緒に、もし考えさせていただけるのであれば考えていきたい、このように考えております。

○安藤委員

裏面の2番目のところで、「相互に協力して大規模な土地利用転換である本事業」と書いているのですけれども、先ほど説明があったように、検討方針のゾーニングの図も出ていますが、要するに現在保育園や劇団四季のある区の土地と、広町社宅のあったJRの土地の区役所に近い部分を交換するという

ことだと思っておりますけれども、それをどういう手法でやるのかということか、そういうことでよろしいのかということも含めて、単なる等価交換という手法なのか、区画整理なのか、ちょっとどんな手法を使って考えているのかということを知りたいというのが1点です。

それと今後の予定で、今質疑もありました大井町駅周辺地域まちづくり方針というものですが、随分駆け足だなと感じました。このまちづくり方針の範囲というのは、この共同検討の範囲と、赤い部分と同じなんでしょうか。伺いたいと思います。

それとあと、これまで歴史的に大井プレイス構想というような構想もありましたけれども、ああいう流れとの関係というのはどのようになるのか、3点で伺います。

○稲田都市開発課長

まず、土地の再編の手法的なところでは、これはまだ決まっておられません。これはというか、まだ決まっておられませんで、今後検討していくという中におきましては、委員もおっしゃいましたように、等価交換で土地鑑定評価を参考にしながらお互いが納得する形でやるのか、あるいはおっしゃいましたけれども、土地区画整理事業なのかということでは、今後さらに詰めていかないといけないという状況でございます。

それからまちづくり方針の範囲でございます。これは基本的には大井町全体を考えながらつくるまちづくり方針ということになります。既存、既に進められた地区、これから進めていこうというところがございすけれども、やはり主に動きが見えてきたところと申しますか、今具体的に検討していこうというようなところを中心になると思っておりますので、広町地区等々が中心になりながらも、大井町全体を見据えた形の方針づくりということになると思っております。

それから大井プレイス構想の考えでございます。JRと話をすることにおきましては、この窓からも見えますが、あちらのグラウンド側におきましては、JRが開発するという考えは全くないというところでございます。全地区を対象とするというものではありません。ただし、大井町のまちを活性化させて、より反映させていくということにおきましては、基本的には変わっていないと思っております。

○安藤委員

いろいろな手法はこれからということですが、ちょっと私もというか、その手法の中にいわゆる再開発というのですか、第一種市街地再開発事業という手法も入るのかということを確認させていただきます。

それと、この目的ですけれども、協定を結ぼうということなのですが、しかも7月予定ということで、これも随分駆け足だなと思うのです。業務・商業機能、にぎわいなどと書かれているのですけれども、先ほどちょっと質疑もありましたが、都市機能集積とか書いていますけれども、お答えは事務所ですか、店舗ですということで、非常に一般的というか、曖昧だと思います。また、この業務・商業機能を大井町につくらなければいけないと言いますが、区内に幾らでもあるのです、正直言うと。大井町にも事務所ビルだって、それはそれなりにありますし、大井町のよさというのは、立ち飲み屋などもありますけれども、商店街が区役所に行くまでもありますが、私は非常に生活感があるまちが大井町のよさではないかと思うので、やはり余りに目的がどこにでもあるような一般論にしか聞こえない。私はこういうものを目的にするのは、ちょっと違うのではないかと感じていて、足りていないというのは、今ちょうど暫定ですけれども、スポーツ施設も、そうですね、スポーツエンターテインメント施設も建設中ですが、区民が利用できるスポーツ施設ですとか、あともとは住宅でしたが、多くの方が利用できる区営住宅のようなものですか、この間共産党でも求めていますけれども、障害

者施設だって全然足りていないですし、特養ホームもそうですが、やはり区民が利用できる福祉や文化的な区の施設、これが足りていないのではないかというのは、私は明らかなと思うのです。むしろ私は、こうした大井町のまちづくりの推進というのであれば、その目的の中にはこういったものを入れるべきではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○稲田都市開発課長

まず市街地再開発事業かというところですが、これは第一種市街地再開発事業というものはございませんで、それぞれの区有地、それからJRの土地、そちらで建築をやっていくという基本的な考えでございます、第一種市街地再開発事業に当たるものではないというふうに現在考えております。

それからこの行政機能・賑わいゾーン、都市機能集積ゾーンというふうにこちら書いてありますけれども、これはあくまでも検討方針で、こういう大きなくくりですね。こういう中で具体的に行政機能やにぎわい機能や、こういうものは検討していこうというふうになっていくものでございまして、これはあくまでも大きな方針というところがございますから、大井町の特色を出す具体的な手法とか、そういうものは今後検討されていくのではないかと考えております。

○安藤委員

ぜひ、やはりこの目的が、私はちょっとどうかと思いますので、こういったまちづくりを進めていくというための協定であるならば、私は結ぶべきではないし、反対と言いたいと思います。

ちょっと先ほど伺ったのは、第一種市街地再開発事業に当たるものではないということで、その手法というのは、例えば今の北品川五丁目の再開発も、もともと区の総合体育館があったのです。そちらをかなり、もうその体育館があった部分は一番大きいオフィスビルになっていまして、体育館の部分は区の権利として違うところに移って、産業支援施設として使っているという大きな再編があるわけです。ですから、そういった例もあるので、再開発という手法も検討の中に入るのですか、あり得るのですよねということで聞いたので、お聞かせ願いたいと思います。

○稲田都市開発課長

検討の中に入るか入らないかという話の中においては、チェック項目ではあるというところではございますけれども、要件があるのです。第一種市街地再開発事業におきましては、権利者の方が何人以上が集まってやっていくとか、そういう条件等々がございます。今回の今考える中では、第一種市街地再開発事業には当てはまらないというのが、我々の今検討している結果でございます。

○安藤委員

再開発もいろいろありますから、手法がいろいろあるので、複雑な制度なのですけれども、そういった権利を出し合って高いビルを建てていくというような手法というのはほかにもあると思いますので、私たちもちょっと注視していきたいと思います。

最後ですけれども、このまちづくり方針なのですが、ほかの区内の地域でも、策定されたマスタープランですとか、大もとはマスタープランですね。あとまちづくりビジョンですとか、そういったまちづくり方針が錦の御旗にされて、住民の、たとえ多数であっても、異論があっても、それを押しつけて進められてきた例というのは、私は幾らでもあるというふうに認識をしています。それで、こういったまちづくり方針をどういったものを定めるのかというのは、本当に住民も交えてしっかり考えていかなければいけないものだと思っておりますが、このスケジュールは今年度末にはつくっていききたいという話でしたけれども、コンサルタントに方針をつくってもらう委託料というのが本予算に入っていたよ

うに記憶しておりますが、これはやはりどのような意見集約、区民の意見集約を経て策定しようとしている考えなのか伺いたいと思うのです。私は先ほど言ったように、大井町のよさというのは区民の皆さんがいろいろ感じていらっしゃると思います。先ほどは私の感じ方を言いましたけれども、本当に住んでいる方々の思いがあると思うのです。あと通ってこられる方々、そうした方々の意見を踏まえて策定しないと、本当にひとり歩きして、結果として一握りの方々しか喜ばないような、あるいは利益を得るような、そういったまちなってしまうのではないかというようなことを非常に危惧しているのを伺っていますが、いかがでしょうか。どういった意見集約を考えているのか伺いたいと思います。

○稲田都市開発課長

私ももちろん地域の方々、それからここにお勤めの方々の意見、そういうものは非常に重要だというふうに感じておまして、感じておるといえるか、もちろん日常からそういうところを基本にしながら、まちづくりというのは行っているというところがございます。そういう中におきまして、方針づくりにおきましても、区民の皆様等々にはお諮りをしていきたいというふうに考えております。ただ、具体的な手法、どのような形でというのはこれから詰めるところでございまして、まだ決まってはいるというところではございません。

○たけうち委員長

安藤委員、まとめてください。

○安藤委員

大事だと考えているとおっしゃっていましたので、非常に大事だと私は思うので、手法ですね。まちづくりの方針をつくる手法というのは、もう直接の説明会も含め、アンケートも含め、もちろんパブリックコメントはもちろんのこと、さまざまな手法を駆使して、ぜひ皆の区民の意見を大いに取り入れて、検討していただきたいと思いますし、そういったものがまだ特に意見集約もされていない段階で、一定の、何というのですか、方向性を定めて進めていく、こういう今回の協定みたいなものは、私はちょっと拙速で、結ぶべきではないのではないかとこのように、意見を改めて述べさせていただきます。

○筒井委員

検討方針を見させていただきまして、特にその右側の図です。道路ネットワークもつくられ、歩行者ネットワークも横串を刺すような形で、非常に大胆な検討が既になされているのかなと思っておりますけれども、まずこの道路ネットワークのところを見ますと、現在、今現存している庁舎を通すような形になっているのですが、やはりこれ、今の庁舎を壊すということで、ご理解でよろしいのでしょうか。ひいては新しい庁舎をつくっていくということという理解でよろしいのでしょうかということがまず第1点目です。

それで行政機能・賑わいゾーンということなので、この紫の範囲もかなり右のほうにもはみ出してきているところで、この行政機能・賑わいゾーンというところで、やはり複合施設、行政施設とエンターテインメントや文化施設の複合型というものを考えられているのかなというふうに見受けられるのですが、その点いかがでしょうかということが第2点目です。

あと歩行者ネットワークも、これかなり長距離で伸びておりますが、これペDESTリアンデッキのようなものを考えられているのでしょうかということが3点目で、以上3点、ご答弁よろしくお願ひします。

○稲田都市開発課長

この右下の図なのでございますが、これはあくまでも検討方針というところでございます。まちづくりの、この広町の観点からいきますと、都市計画でしっかりやっつけようというところでございます。先ほどもお話しさせていただきましたように、都市計画でやるとなると道路という基盤が非常に重要になってくる。その道路の基盤というものは、ではどう考えるかというところになりますと、補助26号線、それから補助163号線、こちらをつなげていって、しっかりとした道路ネットワークをつくるのが妥当ではないかというところで、現在検討を進めているというところでございます。

ただ、具体的に、ではどうやっつけようかとなったときに、ちょっと見ていただくとわかるのですが、非常に高低差が多いと。何か平らに一瞬見えているのですけれども、非常に高低差がございまして、ここを、この高低差を解決するためにはバリアフリーの問題もありますし、そういう具体的な問題も発生してくるというところでございます。そういう中におきましては、こういう補助幹線道路をつないでいくということございまして、ただ、まだ今後その辺を解決しながら決定していきたいと思っております。

それから行政機能・賑わいゾーンというような形も書いておりますけれども、こういう中でどういうにぎわいが妥当なのかというのも、今後検討するというところでございます。

それから歩行者の動線でございます。よくペDESTリアンデッキとか、そういうものもございまして、高低差があるということはそういうものも考えられるというところでございますけれども、これも基本的には大井町駅からしながわ中央公園のほうに向かって人の流れをつくっていくとまちが広がる。まちの広がりが出ていくかなという観点から、方針としているところでございます。

○筒井委員

もちろん検討段階ということで、まだこれからどんどん詰めなければいけない点があると思われましても、ぜひ進めていってほしいと考えております。恐らくそうした形、まだ答えられないかもしれませんが、庁舎とか、かなり見直しが必要なのではないのかというふうに、これを見たら見受けられるのですけれども、新庁舎をつくるに当たり、やはり今の厳しい世論の状況をかんがみて、余りに華美なものにはしないほうがいいのかと。そうした世論の、区民の声や経済状況等も考えて、うまく、しかし行政機能はしっかり維持しなければいけないということを考えて、バランスのよいまちづくり、新たな行政機能づくりということをぜひお考えになっていただきたいと思っておりますが、この点いかがお考えでしょうか。

○稲田都市開発課長

私どもはまちづくりの観点から、まちづくりを進めていくというところでございます。この間の本会議でも答弁がありましたけれども、庁舎も大分古くなってきているというところにおきましては、このまちづくりに合わせながら、庁舎のあり方も検討していくところだという状況でございます。

○西本委員

概要のところ平成25年度から共同検討を行ってきたということなのですが、5年間どういう検討がなされて、どういう状況で、今回協定書を取り交わしたいというJR東日本からの申し入れがあったということなのですけれども、その経緯というものも含めて教えてください。

○稲田都市開発課長

平成25年から進められているJRとの共同検討でございます。その単年度ごとに今年度やることを協定を結びながらやってきたわけですが、まず平成25年度あたりはまちづくりのコンセプトとか、そういうイメージ等々、そういうものが話し合われたと。それから平成26年、歩行者ネットワーク、道

路整備等々、どういうものがあるのだろうか、どういう計画になるのだろうかというようなものも話し合ってきた。平成27年はスケジュール感的にはどうなのかなというような話もされてきた。平成28年度、開発と言っていますけれども、まちづくりを進めていくためにはどういう条件が都市計画上あるのかというようなところも話してきました。そういうところで話を進めてきながら、今回一步前に進めていこうというところでございます。そういう中で検討を行ってきたという状況です。

○西本委員

この議会のほうでも、時々どうなっているのかということでの質問があったと思うのですが、平成25年からいろいろなテーマを持って協議をしていたということは、もちろん公開できないものもあると思うのですが、どういう話し合いになっているのかということの経過報告というものはなされないのでしょうか。特にコンセプトという意味では、品川区のビジョン、構想もいろいろあるわけであって、それにJR側がどこまで同意しているのか、JR自身もどういうコンセプトを持って進めようとしているのかということ、ここが一番大切なところだと思うのです。そこの合意がとれていく中でいろいろなハードルがあって、そのハードルをどのように飛び越えていくのかということでの法整備も含めてやっていくことになると思うのですが、その一番最初のコンセプトの違いというもの、全く同じで進んでいたのか、それとも違うところ、ずれがあって、それを協議する中で、ある程度一定方向を決めた形でこのような形になってきているのかということをもまず教えてください。

それと協定書ということで、これは非常に気になるのは、JRのほうから協定書を取り交わしたいと申し出があったということなのですよ。なぜなのかということです。

○稲田都市開発課長

平成25年からやってきたところでございます。やはりJRと区と、考え方はそれぞれいろいろある中で、簡単に言えばそういういろいろな意見交換をしながら、今回、では進めていこうかという協定を結んで、本格的にやっっていこうというところでございます。そういう中におきましては、今までの経過におきましては、なかなか何といいましょう、下打ち合わせではないですけれども、JRと区の信頼関係を結ぶ中において、このまちづくりをやっっていこうということを構築していった段階だというふうに感じております。そういう中において、今後は適時適切な時期にまた報告をさせていただきながらやっていきたいと考えております。

あと、JRから協定書の申し出があったというところでございます。JRが目標としているスケジュール感、2021年以降に着工するというところにおきましては、JRのほうも時間が大分なくなってきたと思っているというところでございます。これまでの共同検討を踏まえながら、本格的にこのまちづくりを進めたいというJRの意思でございまして、区もJRに合わせながらやっっていこうかというところでございますので、JRのほうも何とかこの2021年以降、ただいつかというのはまだ今のところ、細かなスケジュール感というものはないのですけれども、それ以降を目指して今やるということにおいては、今回基本的な方針、協定を結びたいというところでございます。

○西本委員

いろいろ意見交換していきながら、では区とJRとの一致している、当初から一致していた部分と、乖離があった部分というのはどの辺なのか、その乖離、考え方も含めて乖離があったものがどういう形で解消されつつあるのか、そしてこのスケジュール感というところは、非常に私たちからすると早過ぎませんかという気がします。3年間でいろいろな構想があるにせよ、具体的なものを考えていくときに区民の方々にお知らせするという経過も必要だし、いろいろな手続が必要になってくると、非常にこ

の2021年着工というのはタイト過ぎるのではないかなと。JRは早く何とかしたいという思いがあるのですが、やはり区のほうとしてはいろいろな手続を考えたときに、ちょっと早過ぎるのではないかというふうな感覚を持っていないのかどうか。その辺の、そこはすごく乖離があるような気がするのですが、その辺の調整をどのようにされているのか、現状をちょっと教えてください。

○稲田都市開発課長

まずJRとの今までの打ち合わせの中での乖離というところにおきましては、これはちょっとJRの内部というか、考えのお話がありますので具体的には言えないのですが、このところにJRとしてはこういうものがあるといいな、という話があって、いや、大井町のまちづくりにおいては、もつとにぎわいとか、そういうものを考えてもらわないと困りますとか、そういうやりとりをやりながらやってきたというところでは。

基本的に一致するところといいますのは、大井町というのは非常に、JRから言わせると非常に立地条件がよくて、今後いろいろと発展していくという可能性があるのではないかというふうにJRは踏んでいるというところがございます。区としましては、区を中心核というところがございます。この大井町をさらに発展させてにぎわいをつくっていくというところにおいては、その辺はぶれないできているのかなと感じます。

それからスケジュール的なものでございます。確かに委員おっしゃったように、短いのではないかとことはございます。先ほども言いましたけれども、タイトなスケジュールであることは確かではございますが、そういう中ではございますけれども、区としてもそれに沿うような形で進められればと現在のところは思っております。

○西本委員

意見という形でまとめたいと思うのですが、立地条件のよさというのはもちろんあると思うのです。常々私が主張しているのは、品川区の魅力というのは何ですかと言われたときに、品川駅のことを皆さんおっしゃるのです。やはり新幹線が通ってとか、ですから、やはり品川区の一番の大きなメリットをつくるための1つの大きな場所だと思うのです、ここは。これから品川区のメインの地域、中心だということを知らしめていくための大きな事業に発展するのだろう、発展してほしいと思っています。そういう意味でいうと、JRとは余り乖離されていないのではないかとと思うのですが、では何をといったときの整理をする際の、どういう観点で、例えばどういう人たちを集めようとか、集客をどうしていくのかといったときに、この賑わいゾーンとか、都市機能集積ゾーンなどと書くのは簡単だと思うのです。だけれども、ありきたりではおもしろくない。条件もあるし、いろいろな意見を聞いておもしろい、この大井町、品川区ならではのというところに持っていきたい、いってほしいと思っています、そこはこちらサイドの考えも伝えて、協議を進めていただきたいと思います。

それから時間、スケジュールに関しては、やはり早いと思います、非常に。なぜかという、答弁のほうを聞いても、品川区の中において私たち、議会もそうですけれども、明確なイメージを持った形にまだなっていないと思うのです。ましてや区民の人たちもイメージを持っていない。何かできそうだね、ここに何か広場があるねというところではわかっていますけれども、だからといって、では品川区の魅力の1つというぐらいの、皆さんそういう思いになれるほどの周知はされていないし、そういうことを考えると、ちょっとタイト過ぎるかなという感じはあります。もちろん早くやっていきたい思いはありますけれども、やはり強制的にやるのではなくて、みんなで作っていくという方向に、ぜひ持ってほしいと思いますので、これは要望として終わりたいと思います。

○松永副委員長

ご説明ありがとうございます。私からは1点だけ確認させてください。

協定を締結する目的は書かれている内容のとおりだと思っております。そこで今、土地利用の現状なのですが、区は約2.1ヘクタールでJRが3.4ヘクタールということなのですけれども、そう考えますと、この都市機能の集積ゾーンと行政機能・賑わいゾーンの割合というのは、大体どのぐらいの割合になっているのか。今検討段階ということなのですけれども、今の段階で、これは5対5になるのか、それとも半々ではないのか、その辺について伺いたいと思います。

○稲田都市開発課長

その点につきましてはまだ検討段階でございまして、今後詰めていくものでございまして、何とも言えないというところです。面積的にはここに示すような割合があるというところでございますが、またこの中のどの部分をどうという話にもなってきますし、その辺は今のところこれから詰めていくというところでございます。

○たけうち委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで本件を終了いたします。

(4) 集団回収事業における雑がみ回収の実施について

○たけうち委員長

次に、(4)集団回収事業における雑がみ回収の実施についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○工藤品川区清掃事務所長

それでは私のほうから、報告事項(4)集団回収事業における雑がみ回収の実施につきましてご報告させていただきます。

お手元の資料をご覧ください。

まず初めに、1本事業の目的でございます。近年、古紙リサイクルにつきまして、区民の皆様の意識の向上により、資源回収が進んでおりますが、家庭から出された可燃ごみの中には、資源として再生可能な雑がみと言われる紙類が約1割程度まざっている状況があります。そこで、町会、自治会など、地域の団体が行っている集団回収事業におきまして、その取り組みを支援して分別意識の向上を図り、ごみの発生抑制とさらなるリサイクルを推進するものでございます。

2点目の事業の内容についてでございます。まず、(1)に雑がみにつきましてのご説明をさせていただいております。ここに記載のとおり、雑がみといいますのは、家庭から発生する古紙のうち、新聞、雑誌、段ボール、紙パック以外の資源としてリサイクルできる紙類の総称でございます。例といたしまして、資料の下のほうにカラーの左手側でございます。雑がみの品目を載せてございます。主なものとして、お菓子、食品類の紙、箱や紙袋、包装紙や封筒などがございます。その右側に回収できないものを載せてございます。禁忌品といたしまして、回収できないということでございまして、食べ物で汚れた紙や、洗剤などにおいのついた紙、レシートなどの感熱紙等が挙げられます。これらの例にのっとり分別をするということになります。

次に、(2)の支援の内容でございます。雑がみを回収品目として取り扱う団体に対しまして、回収実績のあった月に、協力金といたしまして月額1,000円を支給するものであり、あわせて回収実績1kgにつき6円の報奨金を支給するという内容でございます。

最後に（３）の実施時期についてでございます。９月の回収分から実施する予定であり、今後回収事業者ならびに地域の集団回収団体に対して、説明会等を開催しまして、事業の周知、円滑な導入に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

まず雑がみとはというところなのですが、マークで紙という、リサイクルマークが箱などによくついているのです。そのリサイクルの紙と書いたものでないと雑がみにならないというわけではないのか、その辺ちょっと、あのマークというのは何なのかということをお伺いしたいのが１点です。

もう一つは、今回対象を広げるのは歓迎するのですけれども、広げる動機は何だったのか、２点目にお伺いします。

○工藤品川区清掃事務所長

まず１点目、リサイクルマークについてのご質問でございます。こちらのほうは紙類の容器包装といまして、容器包装協会が指定しているものでございまして、紙のリサイクルマークをつけるということになってございます。ただし、こちらのほうと雑がみという概念が一致してございません。例えば紙製の容器リサイクル協会が出している紙のリサイクルマークにつきましては、いわゆるヨーグルト等が入っております、底にコーティングされたものなどがございます。こういったものもリサイクル協会のほうでは可としておまして出しているということでございます。その一方、雑がみにつきましては、そちらのほうは不可ということになっておりますので、若干混乱しますけれども、イコールとはなっていないということでございますので、私どもとしましては、いわゆる雑がみ回収としてできるものにつきましては、ごみの分け方、出し方、雑がみの出し方というところでしっかりとわかるような形でリーフレットを出しながら、集団回収団体のほうに通知してまいりたいと思っております。

２点目でございます。こちらのほうの動機でございます。先ほど事業目的でお話ししましたように、やはりまだまだ区民の皆様方から出されている可燃ごみの中に、私ども組成分析調査というのを以前したときに、約１割ほど再生可能な、分けるとリサイクルできる紙がまざっているということでございますので、そういった形でさらなるリサイクルを推進したい、ごみ減量を図りたいということが１つでございます。もう一つの理由といたしましては、集団回収団体の活性化という支援で、近年新聞等古紙類の回収量が若干落ちてございます。そういった意味で、このような新たな特定品目を項目を設けることで、より一層の集団回収の活性化につなげてまいりたいと、このような考えで今回事業を実施したところでございます。

○安藤委員

ありがとうございました。一般家庭ですと、もう既にやっていることだと思います。それをさらに集団回収にもということだと思いますのですけれども、ぜひ進めていただきたいと思います。

ちょっともう一つ、こういった品目を広げていくということは、やはりリサイクルにつながるのいいことだと思っているのですけれども、プラスチックなのですが、現在包装プラスチックだけが回収の対象になっています。自治体によっては全てのプラごみの資源回収も実施しているところもあると聞いているのですけれども、ぜひそちらも順次資源回収の対象にしていただきたいと思っているのですが、いかがでしょうか。課題など、今どういったものが課題になっているのか、あわせてお伺いできればと

思います。

○工藤品川区清掃事務所長

プラスチックのご質問でございます。現在ペットボトル等プラスチック製容器包装につきましては、法令上でしっかり回収して再商品化をするという法の仕組みが構築されてございますが、今ご質問のプラスチック製品につきましては、まだまだ事業者責任という部分が法律の中で課されていないという現状がございます。そういった中で、私どもといたしましては、23区清掃主管課長会、部長会、また区長会を通じまして、国に対しまして、今プラスチック製品を製造する事業者に対しまして、事業者責任のもとで処理をしていただきたい旨の要望をしているというのが現状でございます。

○安藤委員

ありがとうございました。確かにごみというか、製品をつくる製造者のほうにも、そもそもごみにならない商品を開発するなどということも含めて、やはりごみを減らしていくという、そういう社会にしていこうということは重要な観点だと思っておりますので、引き続きそういった要望もしていただきながら、ちょっと他自治体なども研究していただいて、できるところから回収のほうも研究していただければと思います。

○西本委員

これ、町会、自治会などということでの地域の団体ということなのですが、ごみ収集、この事業に対して協力したいけれども、ごみ収集する場所がない。例えば町会会館がないとかいう場合があると思うのです。結局全部の町会で取り組んでいるのでしょうかということが1つ。

それから光沢がある紙がだめということなのですが、新聞の折り込みなどで広告がありますよね。その中で光沢があるものなど結構入っていると思うのですが、それはだめなのでしょうか。その区分けはやはりわかりづらいなと思っているのですが。

○工藤品川区清掃事務所長

2点のご質問でございます。まず1点目の集団回収団体が、現在629団体区内で活動しているということでございます。そのうち町会、自治会の登録が142団体ということでございまして、町会の数からいいますと、約70%の町会が活動されているということでございます。町会によりましていろいろと、倉庫をお持ちのところ等ございまして、その中で、範囲の中でご協力をいただいているという状況でございます。

もう1点目でございます。新聞等に入っているチラシの件でございます。いろいろと皆さん、地域の中で私どもご説明に行った場合にも悩まれているという方、素朴な疑問、質問をよく受けるということでございます。結論からいいますと、新聞の中に入っておるあの折り込みにつきましては、新聞と一緒に出していただくという形で、私どもごみの分け方・出し方でも通知を出しています。その理由といたしましては、新聞で折り込まれているチラシというのは、新聞と同じような形で、いわゆる紙類の指定がございまして、一応その新聞の中、新聞という区分で再生過程にしても問題がないという広告、チラシばかりでございますので、その部分は除かなくて結構でございます。ただし、いろいろとポストインされるダイレクトメールとかチラシにつきましては、素材等が、紙の品質、素材というのがばらばらでございまして、光沢があったりとかございますので、その部分につきましては新聞と分けまして、雑がみという形でお分けいただければありがたいということで、このような形でしっかりとわかるような形で伝えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○西本委員

ありがとうございました。光沢というのは判断が難しいですね、これ。それは雑がみにとってくると、やはり新聞などは別に袋か何かに入れておいて、そこに同じだろうということで入れてしまう可能性もあると思うのです。だから雑がみという形で別枠にというのはなかなかしづらい、どちらかという燃えるごみというふうにしてしまう形が多いのかなと思うので、その説明もちょっとしていただければいいかなと思っています。何かで示していただいて、協力いただける範囲になると思うのですが、ただ知らない人もいますし、私も今日聞いて、ああ、そうなんだと思ったぐらいなので、すみません、よろしくお願いします。

それから町会等で142団体ということで、大体60%、70%ぐらいなのですよ。例えば、やりたいのだけれども、公園の一角を借りたいとか、集積する場所を少し収集するときに貸してもらえないかなどというような申し入れというのはないのでしょうか。結局いろいろな活動費用の中で、1,000円というのはすごく貴重だと思うのです。そうなった場合に、やりたいのだけれども場所がないのでといった場合に、では公園の一角を何時間とかという、そういう提案などは可能なのでしょうか。

○工藤品川区清掃事務所長

町会からそのような要望というものは現在のところ私も伺っておりませんが、極力いろいろな要望につきましては相談に応じてまいりたいと思っております。町会によりましては、例えば1カ月に1回やられているところもありますし、1週間に一度やられているところもございます。やはり頻度を多くすると、いわゆる在庫というのか、出されたものを置く場所が少なくなってまいるところもございますし、そういった相談には応じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○たけうち委員長

よろしいですか。ほかにご質疑ございますか。

それではご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(5) オリンピック・パラリンピック施設周辺無電柱化事業に伴う道路整備等工事について

○たけうち委員長

次に、(5)オリンピック・パラリンピック施設周辺無電柱化事業に伴う道路整備等工事についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○多並道路課長

私からは、オリンピック・パラリンピック施設周辺無電柱化事業に伴う道路整備等工事についてご報告いたします。

本件につきましては、昨日の総務委員会で工事請負契約等の案件としてご審議いただきましたものに関連して、当建設委員会ではこれらの案件にかかわる工事計画等についてご報告させていただくものがあります。

それでは、お手元のA3の資料をご覧ください。

区では、2020年オリンピック・パラリンピック開催に向け、ホッケーの競技会場となる都立大井ふ頭中央海浜公園周辺の区道、延長約1,030mについて、無電柱化整備を進めております。平成28年度には電線共同溝の本体工事を実施し、平成29年度には引込連系管の整備を行いました。道路の地下に埋設する施設の工事が終わったところから、最終工程となる道路整備工事と、勝島歩道橋南

側エレベーター設置工事を平成30年度から平成31年度にかけて行っていく計画としております。

それでは、それぞれの工事の概要について説明させていただきます。まずは、勝島歩道橋南側エレベーター設置工事委託ですが、左上の案内図をご覧ください。

赤い丸で示した位置が工事の場所となり、東京モノレールの大井競馬場前駅につながる歩道橋となっております。工事の概要は資料に記載のとおりです。設置するエレベーターの概要ですが、17人乗りとし、右下の断面図のとおり、上から勝島歩道橋、駅コンコース、競技会場へ向かう歩道につながる回廊、地上の合計4カ所に停止する構造となっております。歩道橋の北側のほうのエレベーターにつきましては、平成31年度から設置していく計画としております。

次に、オリンピック・パラリンピック施設周辺道路整備工事ですが、左上の案内図をご覧ください。

道路整備工事につきましては、図中の青くハッチした区間をその1とし、緑色でハッチした区間をその2として、同時施工で工事を行ってまいります。まずはその1の概要からですが、資料の右上の欄をご覧ください。

工事の概要は資料に記載のとおりです。主な整備内容ですが、整備後の断面図をご覧ください。道路の舗装は排水性舗装とし、車道の両側に自転車レーンを整備してまいります。歩道はインターロッキングブロック舗装を整備してまいります。

続きまして、その2の概要ですが、資料の右側のほうの中段をご覧ください。

工事の概要は記載のとおりです。主な整備内容ですが、整備後の断面図をご覧ください。同じく道路の舗装は排水性舗装とし、車道の両側には、こちらは自転車の専用となる自転車道を整備してまいります。歩道はインターロッキングブロック舗装とし、また、セミフラット形式に変更し、バリアフリー対応の構造をしてまいります。

最後に工程となります。右下の欄をご覧ください。

冒頭にも説明させていただきましたが、電線共同溝工事につきましては平成28年度から平成29年にかけて行っていました。勝島歩道橋南側エレベーター設置工事委託および道路整備工事のその1につきましては、オリンピックのプレイベントが開催予定と聞いている平成31年7月に間に合うよう、工事を進めていく計画です。道路整備工事のその2のほうは、工事の工程上、平成32年1月の完成予定となりますが、このプレイベントが始まるまでには、競技会場がある北側の道路整備は完了するよう、工事を進めていく予定としております。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

エレベーターのほうですけれども、勝島歩道橋の向こう側のほうは平成31年度以降に設置ということを言われていましたが、こちらオリンピックに間に合うようなスケジュールで、随時敷設されていくのでしょうかということが1つです。

それと五輪会場への観客の動線なのですけれども、どのように想定しているのでしょうか。モノレールとあと京急ですか、あると思うのですけれども、そういう想定の中で、エレベーター設置はもちろん結構なことなのですが、このわきの歩道の幅員が狭いというふうに聞いているのですけれども、そういった問題というのはどのように考えているのか伺いたいと思います。

それとあわせてまして、電柱地中化が今回既にされていますけれども、このコスト面です。メリット面

とコスト面と課題について、ちょっと一般論になってしまうのかもしれないのですが、伺いたいと思います。

○多並道路課長

まずは北側のエレベーターに関してですけれども、もちろん同時施工で最初は考えておりましたが、東京モノレールが委託工事で受けるということで、工事工程を考えた関係で、この南側のほうのエレベーターが終わった後、北側にすぐ取りかかるということで計画しております。それで結果としてはオリンピック、いわゆる大会当日までには間に合う形で、工事計画が間に合うということで、そういう計画でおります。

続きまして動線の話ですけれども、これについてはまたオリンピック当日の観客のさばきの話もあるのですが、我々としてはまずオリンピックの東京都の部署であったり、いろいろ協議した結果、建設局とも協議した結果、この大井競馬場前駅、東京モノレールの駅から会場までのルート、これがメインのルート、これが観客の誘導ルートと聞いております。また、あわせてアクセシブルルートといいまして、誰でもが安心してご利用できるようなルートということで、いわゆるバリアフリーを徹底するようなルートということで、ここは同じようなルートということで、そこを今回エレベーター整備をして、より改善する形のご利用いただきやすいような構造ということにしております。ただ、今委員からご指摘ありましたような、いわゆるそれ以外の立会川駅というか、国道側から利用されている方、またはそちらへ行く方の利用についても、ここの今の歩道、歩道はもともと広いのですが、今おっしゃったのは恐らくスロープ部分のことだと思いますけれども、それも今幅員が2mありまして、今後も同じ形でありますので、バリアフリー上は2m確保できるだろうというところで計画しております。

また、電線共同溝のメリット等ですけれども、今回のここの会場につきましては、国や東京都、大きな方針のなかでもオリンピック会場周辺の無電柱化を進めていくという方針がありまして、区としてもそれに連動して、品川区としても無電柱化を進めていきたいというような考え方があります。また、その中で財源構成で、この会場周辺の財源構成につきましては、55%が国からの補助、残りの45%が都からの補助ということでいただけるような、そういう特別な補助要綱にもなっているという関係があります。また、メリットとしては、ここの会場周辺だけではなく、区としてもここは緊急輸送道路になっている。競馬場通りが緊急輸送道路になっておりますので、防災上の観点からも非常に有効な無電柱化ということで、あわせて総合的に見た形で、区としても無電柱化を進めていくべきと考えて、今も進めているところでございます。

○安藤委員

ありがとうございました。地中化ですけれども、やはり今防災上のという話もありましたが、単純に幅員が広がりまして、やはり環境としては非常によくなるという点で、必要なところはやはり順次進めていく必要があると思っていますのです。例えば桐ヶ谷通りとか、あるいは池上通りと桜新道をつなぐ通りですとか、幅員がさほど広くない上にそこに電柱があるような歩道というものが結構区内にありまして、そういったところでは無電柱化がより安全な歩行環境に寄与をするのではないかと考えているのですけれども、区内のそういったところもぜひ進めていく必要があるのではないかとと思うのですが、現在の区の考え方といいますか、課題等も含めてお聞かせいただきたいと思います。

○多並道路課長

地中化の今後ということでございます。今の委員のご指摘のところは、まさに区としても防災上の観点、またそれ以外にもいろいろな観点で今、国や都でも防災だけではなく、総合的に無電柱化、景観上

の話であったり、あとは交通安全の関係でも、非常に有効的と言われています。

特に今ご指摘あったように、桐ヶ谷通りも緊急輸送道路になっていますが、狭い区道の無電柱化という技術革新が非常に進まなければいけないところもありますので、これについては国や都のほうで今、技術的な研究をしております、特に都については、技術的な検討のチャレンジをする区に対して補助をしていくような制度も新しくできたところです。区としましても、このような国や都の大きな財政支援もあったり、また技術的な支援がありましたので、今年度無電柱化の基本方針の策定に向けてということで、委託経費をいただいております。

この、今あったようないろいろな観点を踏まえながら、国や都の動きも踏まえながら、区として進めていく無電柱化を整備して、来年度以降推進計画、具体的な整備の考え方というものをまとめていきたいというのが今の考えでございます。

○西本委員

1点だけ確認です。ブルーの色のところの工事その1のところの距離というか、場所なのですが、これももう少し延ばしていただいて、四つ角のところまで持ってくることはできなかったのかと思うのですが、途中で何かとまっているので。どうせだったらもうちょっと延ばすこともできなかったのかと思うのですが、いかがでしょうか。

○多並道路課長

東西道路、今の競馬場通りかと思うのですが、約400m、勝島橋の橋の上を除いて整備延長400mです。今の委員のご指摘の西側の延長かと思うのですが、これは実はこの事業、最初、当初この事業、ここがホッケー会場になるということが決まってから、この無電柱化をそれまでにどうやれば間に合うかということで、いろいろ検討してまいりました。そのときに、今回は同時並行でありますけれども、そういうものも踏まえながら工程を計画した結果、今お示した工法が何とか間に合うということで、今もそういった形で工事をやらせていただきますけれども、この延長にした関係で、今間に合うということがありましたので、今委員のご指摘あった今後につきましては、また計画を考える際に考えていくべきかと思っておりますので、そういう観点はもちろん区としても持っているところであります。

○西本委員

いいチャンスではあるので、いろいろ検討していただけるとは思いますけれども、区切りのいいところまでまとめて工事ができるとありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○たけうち委員長

ほかにご質問ございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時56分休憩

○午後1時00分再開

○たけうち委員長

建設委員会を再開いたします。

なお、休憩中に1名の傍聴申請がございましたので、ご案内をいたします。

(6) しながわ区民公園南側ゾーンおよび水処理施設改修工事について

○たけうち委員長

次に、(6)しながわ区民公園南側ゾーンおよび水処理施設改修工事についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○溝口公園課長

それでは、報告事項(6)しながわ区民公園南側ゾーンおよび水処理施設改修工事について、両面刷りのお手元の資料に基づきましてご報告させていただきます。

まず初めに、本件に関連いたしまして、昨日開催されました総務委員会において、それぞれ2件の契約議案としてご審議をいただき、全会一致で可決をいただいているところでございます。

それでは、報告の中身に移らせていただきます。

しながわ区民公園は開園から30年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、公園を北側、中央、南側の3つのゾーンに分けて、段階的に再整備を進めてきているところでございます。平成28年度から平成29年度にかけては中央ゾーンの改修工事を行い、また、平成29年度には南側ゾーンの改修に関する説明会を二度開催し、周辺住民や公園利用者の意見を反映した改修計画を作成してまいりました。今年度につきましては、8月に改修工事の説明会を開催するとともに、改修工事に着手していく予定になっているものでございます。

次に整備の概要といたしましては、裏面の下側になります。改修の計画平面図もあわせてご覧いただきたいと思えます。勝島の海につきましては3分の2に縮小いたしまして、約2,000㎡の芝生広場を設けます。続きまして、園路につきましてはバリアフリー化と災害車両に対応した整備を行ってまいります。さらに水族館口から水族館までのアプローチ部につきましては、魅力向上に向けた整備を行ってまいります。続きまして、既存の2カ所設置されているトイレにつきましては、洋式化およびだれでもトイレの整備を行ってまいります。最後になりますが、老朽化の更新と施設整備の効率化を目的に、水処理施設の改修工事も行うものでございます。

次に、資料の表面の一番下になりますが、今後のスケジュールでございます。今年7月12日から準備工事に着手いたしまして、8月22日に工事内容を説明する住民説明会を開催いたします。工事の竣工は平成32年6月30日に水処理施設の改修工事が、1カ月後になりますが、平成32年7月31日には公園改修の工事が竣工する予定になっております。

最後になりますが、今後工事の実施に当たりましては、近隣や公園利用者の方々などへの影響を少しでも軽減できるよう配慮するとともに、1日でも早い工事完了を目指して、より多くの方が利用しやすい、また利用していただけるような公園づくりに、引き続き取り組んでいくものでございます。

簡単ではございますが、以上でご報告を終わらせていただきます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

2回改修に関する説明会が行われたということですが、それぞれの参加人数と出された主な意見などあれば、ご紹介いただきたいと思えます。

あと改修計画に反映されたという点は、どういう点になりますでしょうか。伺います。

それと、いろいろ改修に当たって既存の木があると思うのですが、でき得る限り自然の木とい

うのはやはり残していったほうが良いと思うのですが、その辺の配慮のようなものはいかがでしょうか。

○溝口公園課長

まず、昨年度実施した説明会でございます。まず1回目に9月14日に説明会を開催しておりまして、参加者数としては24名の方が参加しております。主な意見としては、勝島の海の埋め立てに関する事、またはその野鳥などへの影響、また植栽に関する事等についてご意見をいただいているとともに、公園の整備ではありませんが、維持管理に関する事、そういったものについてもご意見をいただいているところでございます。2回目につきましては平成30年の2月7日に開催しておりまして、参加者が16名でした。1回目と大体同じような内容になりますが、主に園路に関する事等についてや防災に関する事、また開園時間について、ご質問をいただいたところでございます。

今回改修計画にご意見を入れて反映させたところでございますが、もともと今回ご意見いただいたものの中には、私どもが当初計画してきたものに対して反対するような意見は特にございませんでしたので、説明会の中でご説明した中で、しっかりご理解いただいた中で進めてきているところでございます。そういった中では、これまで中央ゾーンの中でも説明会を開催しながら進めてきた、そういった中で園路の作り方ですとか、そういったものもいろいろ公園利用者のご意見を聞きながら変えてきたところがあります。そういったものを踏襲した1つの成果だと考えているところでございます。

あと樹木でございます。今回整備します南側ゾーンにつきましては、約5,300本の樹木が植えられているところでございます。そういった中、極力できる限り残したいと考えて、基本的な設計は進めているところではございますが、どうしてももう既に樹勢の弱っているもの、また今回園路を拡幅する関係で、どうしても移植をしなければいけないので、その移植に耐えられないもの、そういったものもありますので、約600本ほど、やはり木を切らなければいけないという形になっております。そのうち移植できるものも100本ありますので、それはしっかり移植していきたい。また新植につきましては、136本新植するような形になっております。しながわ区民公園につきましては開園後30年経過していることから、かなり木が密集しているところもあります。今後30年、またさらに快適に公園を使っていただくためには、一定間引きというものも必要になってきますので、そういったところもかんがみながら、今回樹木の設計をしているところでございます。

○あくつ委員

ありがとうございます。では1点だけ伺います。

もしかしたら今までの建設委員会で報告があったかもしれないのですが、整備の概要の中の園路、これ一番重要だと思うのが水族館アプローチ部の魅力向上というところで、私も年に何回か水族館へ行かせていただきますけれども、確かにアプローチ部、入り口から入って水族館の入り口まで、入り口の前にはちょっとアーチ状のものがあつたりもしたのですが、ここについて具体的にどのような魅力あるアプローチ部をつくれるのか、その説明会等で何かご提示をされたもの、今公表できるものがあれば教えてください。

○溝口公園課長

まず水族館口から水族館までのアプローチの魅力向上でございます。1つは生き物のモニュメントを配置することによって、水族館に来たという感じ、または最近SNS等によって、いろいろ写真を撮って掲載したりとか、そういったところもあります。そういったところも意識しながら、至るところで水族館に行くのだという雰囲気が味わえるところ、また、もう一つは裏面の計画平面図をご覧いただきたいと思います。ちょっと突出した形で水族館という下矢印がついているところの図面があると思います。

水族館バスが発着するところでございます。ここにつきましては待合所があるのですが、かなり老朽化しているところもありますので、そういったところを改修するとともに、1つはその先のレストランの横の休息所もあります。ここは一体的に整備して同じようなコンセプト、要は帆船の帆をイメージした天幕をつくることによって、一連のデザインコンセプトのもとにつくったりすることによって、より水族館に来たという感覚が持てるようなもの、そういったものもあわせて整備していきたいと考えているところでございます。また、夏休み等繁忙期になりますと、今まで閉まっていた売店、そういったところもありますので、そういったところにケータリングカーを入れられるような工夫を試みたり、オープンスペースを多く設けたりとか、そういった工夫をしながら魅力向上に向けた取り組み、整備をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○あくつ委員

ハードだけではなくてソフトの面、そういうところも充実をすることでアプローチの魅力を増すということで、よくわかりました。

あと動物のモニュメント、いつも話していますけれども、やはり造形の魅力というのは非常に大事だと思いますので、デザインについてはもう恐らく考えていらっしゃるし、発注するところも考えていらっしゃると思うのですが、本当にふさわしいものができ上がることを期待しております。

○筒井委員

まず勝島の海を3分の2に縮小し、芝生広場を設けるということなのですが、これやはり結構大きな変更だと思いますが、ちょっといま一度ご答弁、前の委員会でもあったかもしれませんが、もう一度確認のために、なぜ芝生広場を設けようという理由に至ったのかという点をご説明お願いいたします。

○溝口公園課長

まず、今回の勝島の海を3分の2に縮小するというところから少しご説明させていただきたいと思います。

もともと勝島の海につきましては、このしながわ区民公園が運河を埋め立ててつくったというところで、もともと埋め立てたときの条件として、きれいに浄化施設で浄化した水を一旦勝島の海にためて、潮の満ち引きを利用して勝島側にきれいな水を放出する、そのきれいな水をためるためのプールとしての機能を果たしていくというのが、勝島の海の機能でございました。これにつきましては、近隣の水質がかなり改善したことによって、当初のものよりも狭くても機能が十分役割を果たすという中で、勝島の海を埋めても大丈夫だというのが、1つの条件としてはあります。

もう一つは区民公園の南側ゾーンでございますが、今まで広場が全くない公園でございましたので、広場をつくって皆さんが遊べるような、そういった施設が欲しい。また、平成28年になりますが、設計を進めていく段階で1回利用者アンケートをとった中では、南側ゾーンにそういった遊べるような広場が欲しい、そういった声も寄せられております。そういったものを受けながら、このしながわ区民公園の南側ゾーンをどう改修していくのか考えたときに、勝島の海を3分の2に縮小して、その部分を芝生広場として開放していく、そういった整備を考えているところでございます。

また、しながわ区民公園につきましては、広域避難場所としての機能を持っておりますので、そういった際に避難できる場所、そういったものも少しでも確保できるようにという、平常時には憩いの場、災害時には避難できる場所、そうしたところで使えることを考えて、今回の芝生広場の整備というものを考えたものがございます。

○筒井委員

わかりました。ありがとうございます。ただ、平常時には憩いの場ということで、もちろん広域避難場所にもなるので、余り設備などをたくさん置けないかもしれないのですけれども、何らかの遊具とか、そういうものは置くことになるのでしょうか。ということがまず1点目です。

あと、今ご答弁で海が狭くなっても水質改善できたというお話なのですけれども、区で発表されている説明会の資料によると、何かまだ水が汚いなどというご意見もあったので、私としても勝島の海、もっときれいになってほしいなと思っておりますので、そのさらなる水質改善の進め方とか、何かございましたらお教えください。

○溝口公園課長

まず芝生の広場での遊具の設置の件でございます。今回しながわ区民公園、南北に長い公園でございます。そういった中でゾーン分けをしております、今回平成29年度末で整備が終わった中央ゾーンで、かなり子どもたちのアイデアを入れた遊具ゾーンというものをつくっておりますので、機能的にはそちらで遊具で遊んでいただいて、逆に南側ゾーンの広場では、遊具だけではなくさまざまな遊びができると思います。そういった形で考えておりますので、今回整備します勝島の海を埋め立ててできる芝生広場には、遊具を置くということは考えておりません。

水質の件でございます。今回あわせて水処理施設の改修工事を予算として、契約案件として出させていただきます。これを行うことによって、今現在開園から30年以上経過して、当初の水処理施設としての機能が、全くというわけではないのですけれども、完全に機能していないところがありますので、こういった今回の改修に合わせてポンプ、または水処理の施設、そういったものを更新することによって、よりきれいな水質の改善というものが図られるというふうに考えているところでございます。

○筒井委員

どうもありがとうございます。この勝島の海というの、ある意味品川区の水辺活用の1つだと思っていますので、ぜひともこういった勝島の海も重要な品川区の水辺として捉えて、ぜひさらなる促進を図っていただきたいと思います。これは要望で終わります。よろしく申し上げます。

○西本委員

1つは水質がかなり改善されるということで、水辺で子どもたち、十分に遊べるような状況になるのでしょうかということが1つと、区民公園もそうなのですけれども、食事環境の改善ですね。要はレストランはあるのですけれども、その兼ね合いもあるとは思いますが、今キッチンカーなどありますよね。そういう食事の。非常に今、とてもおいしいようなものもあるので、そういうものを幾つか、1個ではだめだと思うのです。幾つかあると区民公園から流れて水族館にという、そういう動線もつくれるのかなと。もっと楽しみができるかなという。やはり食ということをもう少しこの中にも入れていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

○溝口公園課長

まず水辺の関係でございます。資料は裏面の下の計画平面図をご覧くださいと思います。芝生広場として2,000㎡整備して、勝島の海に面するところ、ここは少し遠浅に整備して、少し子どもたちが水に親しめるような、そういった砂浜的な整備もできればしていきたいと考えておりますので、そういったところで水に触れ合える、そういったところの施設を整備していきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして食事の関係でございます。引き続き資料をご覧くださいと思います。先ほど説明した

水族館口のところのバス停がとまるところの休息所のところにも広場をつくって、キッチンカーをというお話をさせていただいたところがございます。それとレストラン横にある休息所のところにも、休息の場所を新たに整備するというところで、ここに新たに食事を提供する売店を設けようということで、今回計画しておりますので、そういった中で公園利用者も気軽に利用できる、食事が楽しめるような、そういった施設、そういったものも今回あわせて整備をしていきたいと思っておりますので、今後夏休みの時期とか、いろいろ繁忙期、公園利用者が多くなるときには、今回水族館と連携してそういうソフト的なところをやっていこうと考えておりますので、キッチンカーを多く入れるとか、そういったものについては利用状況等を見ながら、水族館の運営事業者とも協力しながら、対応していきたいと考えているところがございます。

○西本委員

ありがとうございます。やはり水と触れ合うというのは、非常に子どもたち喜ぶますので、そういう場がたくさんあるとうれしいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

食事の件は、やはり食事というのは大きなテーマの1つになっていますので、家族で来るとやはりたくさんいろいろなものを持っていくというのは大変な部分があり、現地で現地ならではの特徴、コンビニでも買えるようなものではなくて、ここだと何か楽しめるよねというところまで特徴を持たせていただくと、かなりしながわ水族館に対しても愛着を持っていただけるような状況になるかなと思っておりますので、工夫をよろしく願いいたします。

○たけうち委員長

ほかにご質疑ございますか。

ほかにはないので、本件を終了いたします。

(7) 浜川公園改修工事について

○たけうち委員長

次に、(7)浜川公園改修工事についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○溝口公園課長

それでは、報告事項(7)浜川公園改修工事について、A4判両面刷りの資料に基づき、ご報告をさせていただきます。

まず、本件に関連しまして、昨日開催されました総務委員会におきまして、契約議案としてご審議をいただきまして、全会一致で可決いただいていることをご報告させていただきます。

それでは、内容についてのご説明をさせていただきます。

浜川公園につきましては、平成24年から下水道局の浸水対策工事の工事ヤードとして使用されており、平成30年3月に下水道工事が完了したものでございます。その工事ヤードとして使用されたところの復旧工事を行うとともに、前回の改修工事から20年が経過しておりますので、全体的に老朽化が進んでいることから、全面的な改修工事を行うものでございます。

続きまして、整備の概要といたしましては裏面の改修計画の平面図をあわせてご覧いただきたいと思っております。

まず遊戯施設として、幼児用や児童用の遊具に加えまして、健康遊具の再整備を行ってまいります。続きまして、イベントなどで利用できる多目的なスペースとして、多目的広場の整備を行ってまいります。

さらに休養施設として、保護者や公園利用者らの休息することができるスペースとして、パーゴラですとかベンチ、そういったものの整備を進めていきます。続きまして、既存のトイレにつきましては、洋式化およびだれでもトイレの整備を行ってまいります。最後になりますが、下水道工事の影響で撤去いたしましたキャッチボール場につきましても、今回の整備工事にあわせまして復旧を行っていくものでございます。

資料の表面にお戻りいただきたいと思っております。

今後のスケジュールでございますが、今年の7月12日から工事に着手いたしまして、翌年の平成31年6月20日に工事の竣工を予定しているものでございます。先ほどの区民公園も同様ですが、今後の工事実施に当たりましては、近隣の方々への影響を少しでも軽減できるように配慮するとともに、1日も早い工事完成を目指して取り組んでいきたいというふうに考えているものでございます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

まず1点目ですけれども、改修は歓迎するというか、うれしいという声がある反面、また工事になってしまうのかというような声もあると聞いていますが、工事期間中の公園の利用というのは、基本的には全面閉鎖ということになってしまうのかどうか、ちょっと聞かせていただきたいということが1つです。

それと先ほどの区民公園の場合ですと、2回にわたり説明会のほうも行われたということでしたけれども、今回、こちらの件に関しましては、改修内容についてのそういった説明会は行われたのかどうか。近隣住民ですとか、あるいは利用者の意見の反映というのはどのようにこの場合行われたのか伺わせてください。

○溝口公園課長

まず工事期間中の公園の利用でございます。浜川公園につきましては区民公園のように広くありませんので、基本的に全面閉鎖した形で工事を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

また一方で通学路で利用されている部分もありますので、そういったところにつきましては、極力通学に影響のない形で開放しながら、工事のほうは進めていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして説明会の件でございます。浜川公園につきましては、区民公園と違って主に街区内、ですから大体半径でいきますと250mぐらいに居住する方を対象にした公園になっておりますので、そういった観点で実際に利用の主体であります近隣住民、または地域のコミュニティの中心となっております町会、そういったところにご意見を聞きながら設計を進めてきたという経緯があります。そういった中で地元から出されている意見、またこれまで公園利用の中でさまざまなご意見をいただいているところでございます。そういったご意見を反映して、設計に反映しているところでございまして、その反映している中身として一番大きなものとしては、やはり町会行事等を含めてさまざまな利用を想定しているというふうに聞いておりますので、そういった中で新たに多目的広場を設けたり、また、これまで子どもの遊具しかなかったものを、大人の方も、また高齢の方も使えるような健康遊具を設置したり、そういったところは地域の声を聞きながら整備をしてきている。また、キャッチボール場につきましても、しっかりもとの形で復旧していただきたいというご意見がありましたので、そういったものも踏ま

えて、今回整備をしていく、整備計画を立ててきたという経緯がございます。

○安藤委員

説明会のようなものは、具体的には行われなかったような感じなのではないかと思っただけですが、ちょっと250m範囲の居住者の方が主に使う公園の場合はという話がありましたが、ちょっと公園によってそういう説明会を区が主催したりする場合としない場合というのは、何か基準というものがあるのかということはお伺いしたいということが1つです。

それと今回は説明会というものではなかったとしても、具体的には町会の集まりに出かけていったのか、あるいは町会に入られていない、集まりなどになかなか来られない、来ていないような利用者の方々の意見というのは、具体的にどのように聞いたのかということをお聞かせください。

○溝口公園課長

まず説明会をやるかやらないかという1つの判断、考え方でございます。区民公園のように総合公園、要は区内誰でも、不特定多数の方たちが利用できるような広い公園でありますと、やはり公園利用者の方、また使われている方は多岐にわたりますので、説明会という形で計画を示しながら、どういう形で整備していくのか、そういったものを説明会の中でご意見を聞きながら進めてきているという経緯がございますので、1つの考え方としては、中央公園も説明会をやりましたが、一定規模以上の広い公園につきましても、やはり幅広く区民にご利用いただいているという状況がありますので、そういった中で判断して説明会の開催をしているところでございます。また、今回浜川公園のように街区公園と言われている近隣の方たちが主に使われるものについては、改めて説明会等はせず、地域のコミュニティの中心であります町会、そういったところにもお話を聞きながらやってきているところでございます。また、町会以外の方で一番のところでは、やはり今回野球、これまでキャッチボール場でさまざまな球技を楽しんできた方たちがおります。その旧キャッチボール場をどうするのかという多くのご意見をいただいている中で、いろいろご要望がある中、今回もそういった利用者の方たちの声を活かした形でキャッチボール場として、また復旧するような形で整備を進めていくのが一番大きなところだというふうに感じているところでございます。

○安藤委員

最後のところなのですが、こういった余り大きくないところで公園改修というものはやはりあると思うのです。これからも。そういうときに、できる限りそういった利用者の方々の意見というものは取り入れたほうが、やはりさらに愛される公園になるのではないかとこの観点で、具体的には今回は利用者の方の意見はちょっと聞いたという話ですが、どのように、どういう形で意見を聞いたのかということをお聞かせください。町会のほうはその集まりに行ったのかどうか、ちょっと具体的にこのような形で今回声を聞いたのだというところをお聞かせいただきたかったので、もう一度だけお願いします。

○溝口公園課長

まず声をどういう形で聞いたかということでございますけれども、まず町会については町会長のほうにお話をさせていただいて、町会長のほうが役員を集めていただいたりとか、町会の方たちにお話を聞いて、それを集約する形で私どもの公園課のほうに意見を出していただく、そういった手法で反映しているところでございます。

また、町会以外のところにつきましても、まずはこれまでも公園を利用して行く中で、さまざまな区民の声ですとか、直接区のほうに電話がかかってきて要望等が出てきているところでございます。そう

いったものも踏まえて、今回の設計に反映してきているというのが一番大きなところでございますし、また改修工事が迫ってくる中、また目に見えた形で下水道工事が終わったというところで、1つはキャッチボール場についてはかなり皆さんご興味があったようで、この4月に入ってからかなりさまざまな方から、キャッチボール場はどうするのかというご意見をいただいているところでございます。そういったものも踏まえて今回設計を進めてきて、今回のご報告に至ったというのが現状でございます。

○西本委員

キャッチボール場なのですが、これは網などがあるものですか。どういう形のものなのかということ、それとここは非常に木が茂っていて、非常に緑が多いと感じているところなのですが、この樹木の整備は、今の現状のままなのか、何か老朽化したものは整備していくということなのかということ。それから休養施設、「ベンチ、ウッドデッキ等」と書いてありますが、これ全体的にベンチなどでどれだけの方が休むことができるのか。多分子どもたちもたくさん来るだろうと思うのですが、その数によってはちょっと少ないかもしれないと感じているのですが、いかがでしょうか。

○溝口公園課長

まず今回整備しますキャッチボール場の件でございます。キャッチボール場につきましては、従前も高い、4辺にネットフェンスが張ってあったものを同じように復旧するような形になっております。ただ、以前よりボールが飛び出るとか、そういったお話をいただいているところでございますので、今回整備にあわせまして、全面にネットを張るわけにはいかないのですけれども、天幕を張ってボールがより外に飛び出ないような工夫をした形での整備を行っていきたいと考えているものでございます。

続きまして樹木の件でございます。現在下水のほうで復旧されている部分等もありますけれども、約50本ぐらゐの高木が植わっているところでございます。そういった中でやはり樹勢が弱っているというものについては、一定伐採させていただきますが、最終的には30本ほど、また新たに新植することによって、ほぼ同数ぐらゐの木が植えられるような形で今計画をしているところでございます。また桜についても、地域では名所になっているところでございますので、そういったものもしっかり新たに植えさせていただいて、引き続き桜の名所として使えるような公園というふうには、使っていただけるような整備を考えているところでございます。

○たけうち委員長

よろしいですか。

○西本委員

ベンチ。

○溝口公園課長

申しわけありません。休養施設の関係でございます。従前30名ほど腰かけ、座れることができるベンチの整備はされていたのですが、今回整備後につきましては、全部が全部増やせるわけではありませんが、41名ほどが座れるような形で、少しベンチの数は増やさせていただいております。今後も公園の利用状況等を見ながらベンチ等は増やしていければ、必要であれば増やしていきたいと考えているところでございます。

○あくつ委員

先ほどからキャッチボール場のことについて、かなり質問等、ご答弁でも強調されているのですが、わざわざここにも「下水道工事の影響で撤去したものを復旧」ということで、特別だよというようなニュアンスが出ているのですが、キャッチボール場を復旧するという事は非常にいいことだとは

思うのですけれども、全体の品川区内の公園の考え方として、キャッチボール場というのが、いわゆる前のバスケットボールの話もしたことがあります。なかなかこういう球技、サッカーとか、こういうものをやれるところが非常に少ないというお声がある中で、区内でキャッチボール場がある、こういうフェンスがあるところというのは、どれぐらい公園としてはあるのでしょうか。

○溝口公園課長

すみません。キャッチボール場のある公園でございますけれども、品川区内22公園、西霧ヶ谷公園ですか、今回整備します浜川公園、そういったところでキャッチボールが楽しめる公園があります。

○松永副委員長

ご説明ありがとうございます。私からちょっと何点かなのですが、まず今まであったものについて伺いたいと思います。手洗い場というものはどの辺になるのか伺いたいのと、あと今までこの遊戯施設の近くに喫煙所があったと思うのですけれども、そうしたところもどこになるのか、なくなっているのかとは思うのですが、それについても伺います。あとは駐輪場なのですけれども、これ恐らくデッキの横にあるのが駐輪場なのかなと思うのですが、何台ぐらいとめられるのか。よく私も通るのですが、この交差点付近のところによく自転車をとめて、小学校とか幼稚園の送り迎えをされている保護者の皆様方がいらっしゃるのですけれども、その辺も含めてどう対応していくのかということについて伺いたいと思います。

○溝口公園課長

まず手洗いの関係でございますけれども、基本的に水飲み場等の位置等については、大きく変えておりませんので、水飲み場等については同じような形で整備をしていくような形の計画になっているところでございます。

あと喫煙所の関係でございます。今のところ基本的にこの規模の公園ですと、喫煙所はなかなか整備が難しいところでございます。喫煙所につきましては、今現在の公園の中ではないような形で進めているところでございますが、これについては引き続き地元町会等の意見も聞きながら、喫煙所については考えていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして駐輪場でございます。資料裏面の計画平面図をご覧くださいと思います。その上の部分に一応駐輪スペースを設けておりまして、今まで6台分しかとめていられなかったものが、一応18台とめられるような計画で設計を進めて、今回ご報告させていただいているところでございます。

○たけうち委員長

何か周りの対応は。

○溝口公園課長

基本的には公園、それ以外のところはとめられないようなこと、またそういった交差点部分に駐輪されているということにも配慮して駐輪台数を増やしておりますので、そちらのほうにゆっくり自転車をとめていただけるように誘導していきたいというふうに考えているところでございます。

○松永副委員長

ありがとうございます。

○たけうち委員長

ほかよろしいでしょうか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、本件を終了いたします。

(8) 大井町駅前パブリックスペース（公衆便所）設計コンペティションについて

○たけうち委員長

次に、(8)大井町駅前パブリックスペース（公衆便所）設計コンペティションについてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○溝口公園課長

それでは、報告事項(8)大井町駅前パブリックスペース（公衆便所）の設計コンペティションについて、A4判資料に基づきご報告させていただきます。

大井町駅前公衆便所および大井駅前公園につきましては、地図に示したように、駅前に位置しておりまして、利用頻度が高いことに加えまして、駅構内からも見ることができます。そこで、機能的かつデザイン的にもすぐれたものにする必要があるというふうに考えているところでございます。また、鉄道の営業線が近接するとともに、蓋かけした立会川が公園内を横断しており、厳しい設計条件の場所でもあるというふうに認識しているところでございます。

そこでこれらの制限の多い敷地条件の中で、品川区の玄関口である大井町駅前にふさわしい、機能的で景観に配慮された魅力的な空間を整備するために、発注支援業務の実績も有する公益財団法人日本建築家協会と連携いたしまして、今回設計コンペティションを開催するものでございます。

続きまして今後のスケジュールでございます。既に配布を始めているところもございますが、6月25日から7月27日までにコンペティションの実施要領の配布および参加表明の受け付けを行っているところでございます。その後、8月3日から8月24日までに提案作品の受け付け、9月3日に1次選定、9月15日は公開によります第2次選定を行うものでございます。その後、10月から1月で設計を行いまして、3月中に工事請負契約を締結いたしまして、平成31年度中の改修工事を予定しているものでございます。

簡単ではございますが、以上でご報告を終わらせていただきます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

利用している方からの声ですと、ちょっとやはり狭いというか、あと暗いという声が出ていますので、やはり広く明るくしてほしいとは思っているのですけれども、区の間接している現状の課題とあわせて、ご意見があれば伺わせてください。

それと公開コンペということですが、このコンペで選定する選定者はどなたで何人ぐらいなのか、これが日本建築家協会が入るということになるのか、せっかくですから公募区民など入れてはいいかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○溝口公園課長

まず今回の改修を予定しております大井町駅前公衆便所の課題でございます。まずは洋式化がされていないというのが1つ大きなところではございます。またこの本トイレにつきましては、だれでもトイレが設置されていない状況でございますので、まずそういったところをしっかりと改修していきたいところでございます。やはり公衆便所全体に言われるところですが、利用者がいかに快適に利用していただけるのか、そういったところでいきますと、明るいとか、きれいとか、そういったところ

の課題があると思います。そういったものにもしっかり向き合った形での改修計画を立てて、実施に移していきたいというふうに考えているものでございます。

今回のコンペティションにおける選定でございますが、基本的に協力をいただきます日本建築家協会のほうから3名の方の審査員、また区の審査員として2名、合計5名の方で審査を行っていききたいというふうに考えているところでございます。改めて区民の公募等はいりませんが、今回審査の過程でもプレゼンから2次選考については公開で行うような形で考えておりますので、そういったものを見ていただいて、どういう形で今後整備が進んでいくのか、そういったところを見ていただければと考えているところでございます。

○安藤委員

今回トイレということですので、今回区民を入れるかどうかというのは議論があるかもしれませんが、どうしても、こういったせっかく公開でやるということでしたら、区民の方にそういった選定の過程を見てもらうということにやはり意味があると思いますので、ぜひ今後は検討していただければと思います。

ちょっとあわせて、このような建設ですとか、運営事業者選定などについて、公共施設などにかかわる、こういった公開コンペをした例というのが、ちょっとこの所管でこれ、これまであったのかというのが、あったら教えていただきたいと思うのですけれども、よろしくをお願いします。

○溝口公園課長

プロポーザルという形でいろいろ業者を選定していくという手法は、過去品川区もさまざまやってきているところでございます。ただ、今回プロポーザル方式ではなくてコンペティション方式という、実際的には具体的な提案内容を決めて、提案内容について評価して、すぐれたその内容を選定するという形は、行政の中ではなかなかとられているところはないと思っております。ただ、ほかで聞きますと、やはり町なかでいきますといろいろなことを考えていく中で、事業者ではなく提案内容を審査して、いろいろ自分たちのまちづくりを今後どうしていくのか考えるのに業者を選定したり、そういった将来ビジョンを描いているときに使ったりという例はあるというふうに聞いておりますけれども、なかなか行政の中ではそういったものを使って進んできているというのは、多分まだそれほど例がないと聞いています。

○安藤委員

昨年の行革委員会だったのですけれども、私、その中で世田谷区の庁舎の建て替えの問題について視察に行ったのですが、そのときかなり公開性の高いやり方をされていて、やはりこうした区政に住民の方が参加してもらったり、関心を持ってもらったり、まちづくりも含めてそういったことを促していくという観点から、ぜひこういった試みは今回やるということで、それを歓迎したいと思っておりますので、経験を踏まえた上でほかにもぜひ広げていってほしいと思います。

○西本委員

スペースですが、これ高さとか、面積というのは、今の現状のままでのということなのでしょうか。それと、このトイレだけではなくて、やはり大井町のこの周辺の景観もいろいろあると思うのです。その景観を見て、何かここに突拍子もないすごいのができてしまっても合わないという思いもあるのです。だからそういった場合に、行政側ならばある程度全体が見えるのかなと思うのですけれども、この選定をする日本建築家協会という方々がどこまでそれを加味した形で選定をしていただけるものなのかと思うのです。だからその建物自体はいいかもしれないけれども、まち全体を見たときに何か違うのだというふうになりはしないかなという感じがあるのですけれども、いかがでしょうか。

○溝口公園課長

まず今回のトイレの面積、高さの関係でございます。まず面積については、公園の中にある建物になりますので、これ以上大きいものはつくれませんので、基本的に面積は同じ面積で想定しております。高さについては、最近ほかの施設の事例でも2階建てというトイレもありますので、基本的に必要な機能をどう配置していくのか、それも設計の提案の条件にしておりまして、そういった中で、この敷地の中でいかに有効にスペースを使ってだれでもトイレですとか、男女分かれたところでの快適なトイレの空間、そういったものをつくっていくのかも1つの設計の今回の提案の中身になっております。面積は変わりませんけれども、高さについてはちょっと提案内容によって変わってくるというふうに考えているところでございます。

関連しまして、周辺の景観とのマッチングの関係でございます。応募要領にも周辺環境に合ったものということで一応条件にはつけております。あと審査の過程では、日本建築家協会だけでなく品川区の方も2名選定委員になりますので、当然周辺に余り合わないようなものをつくれば、それは選定段階でしっかり、選定していく中で選ばれていくものについては、しっかり周辺環境にもマッチしたものができていくというふうに考えているものでございます。余り突飛なものができたりとか、そういうものはしないだろうというふうに想定しているものでございます。

○あくつ委員

ありがとうございます。コンペという非常に珍しい形で行われるということで、先ほど安藤委員からもありましたけれども、世田谷のル・コルビジェの歴史的な建造物を残すか残さないかということで、区民が参加して、私も見に行き感銘を受けましたけれども、それとはちょっとまた違った形でコンペという形なのですが、今まで議会の中でトイレに関しては、それ以外のものですが、今回はデザイン、建築家協会と連携してということで、そのコンペの中でも提案内容の中に、いわゆる渋谷とか、横浜も見に行きましたけれども、それは大体大手の会社にとって、自分の自社の技術とか、そういうものをアピールすることで名前もつけてやっているパターンが多かったのです。そういうものを今回コンペの材料、設計プラスそういうものも提案ということは入らないのでしょうか。

○溝口公園課長

今回はあくまでも建物というか、トイレのハード的なところの提案が主なものになってくると思います。そういった中で制限しているものではありませんので、そういった中でやはりその後の維持管理も含めてしっかり、要は設計の中に反映した形での提案をしてくださいというのは1項目入れてありますので、場合によってはそういうネーミングライツですとか、ほかのものも使って維持管理の費用が抑えられるとか、そういった提案が出てくるのかもしれませんが。ただやはり、一方で私どももこれまでネーミングライツについていろいろ勉強してきているところでございます。やはり魅力的な施設をつくることによって、今回コンペティションという形で、ちょっと変わった形での提案をいただく中で、さらにこれがその先のネーミングライツですとか、そういったものにもつながっていくような取り組みになればと考えて、まずはコンペティションという形での取り組みを始めたところでございます。

○あくつ委員

わかりました。そういう提案がされるかもしれないしということで、でも一応デザイン優先ということで、デザイン、機能優先ということで。そういう形でそういうものができ上がれば、今後そういうものを民間の力を活用して、経費削減というところでそういったところもお考えいただきたい、研究

されているということでしたけれども、よろしく願いいたします。

○筒井委員

今回非常に珍しいコンペティションという方式でやられるということなのですからけれども、非常におもしろいとも思いますし、あと京浜東北線のホームから、このトイレとか結構見えるので、重要な位置にあるトイレだと思っておりますが、今回コンペティション方式をこのトイレに採用しようとした理由というのは何でしょうか。ご答弁よろしく願いいたします。

○溝口公園課長

コンペティション方式という、具体的な設計の中身についての提案をいただいて、それを採用していくというものを選んだ理由ですけれども、やはり大井町の駅前であります。品川区の顔であります大井町の駅前、そういった場所にある公衆便所でございますので、そういった中でしっかりデザイン性に配慮したものをつくっていききたいというところで、さまざまなご提案をいただいた中から、より大井町のにぎわいですとか、そういった大井町にふさわしい、そういったものにつなげていきたいという思いがあって、今回コンペティション方式というものを採用したところでございます。

あともう一つは、大きなところでもう一つあるのが、工期的になかなか、今年単年度で設計して工事の発注まで行う計画をしておりましたので、そういった中で短期間のうちでよりよい提案をいただきながら、取捨選択してその先に進めていくと考えたときには、業者を選ぶプロポーザルではなく、やはり具体的な提案をもう選んで、それに基づいて進めていくことによって、より短期的なところでの整備工事まで移れる、そういったところも考慮して今回、また、日本建築家協会からも、ぜひ一緒にやりたいというお話を事前にいただいたところでございますので、たまたま3つの大きな理由が重なって、今回コンペティションという形での方式をとって進めているものでございます。

○筒井委員

わかりました。ただ、やはり大井町は重要だということが1つの理由だというようなご答弁ありましたけれども、先ほどの広町のまちづくりとか、あと大井町全体のまちづくりというものもあります。何か大井町の、つくられる方のイメージとかもあるのでしょうか、区としてはこうあってほしいななどというイメージというものはあるのでしょうか。

○溝口公園課長

大井町全体のところでいきますと、1つはやはりまちづくりでいきますと、まちづくりマスタープランが大きな方針となって、その下に大井町駅周辺のまちづくりのビジョンがありますので、やはりそういったところをしっかりとコンセプトを踏まえてつくっていく。1つはやはり目の前に阪急があったり、アトレがあったり、そういった立地条件になっておりますので、そういった中でどういうものをつくることによって景観にマッチしていくのか、なじませていくのか。また、区としてのアピールをどうやってしていくのか、そういったところも踏まえてのデザインになってくると考えておりますので、一応応募要領の中にもそういった諸条件、そういったものも入れながら前提として出してくておりますので、そういったものを踏まえた提案が出てくると考えているものでございます。

○筒井委員

ぜひともその大井町全体の今後のまちづくりに調和したようなデザインがいいかなと私は思っておりますので、そのあたりぜひご考慮いただいて、これからデザインを考えていただきたいと考えております。

区のホームページから資料を今見ているのですけれども、予定工事費がもう6,000万円以下とい

うことになって記載されているのですが、この値段というのはやはり普通にトイレをつくる建築費と比べて高いものなのかどうか、ちょっとそこを確認したいので、ご答弁よろしく申し上げます。

○溝口公園課長

今回の工事費の件でございます。これはもう既に平成30年度の債務負担行為で予算をとっている金額を載せているという形です。当然それを見積もる際には、予算要求する際には、ある程度の内容を想定した額で計算しておりますので、そんなに過度に高いものというふうには考えておりませんが、初めに既に工事費については予算計上されているものですから、その諸条件を与えた中での建築ということで、今回の応募要領に記載させていただいたものでございます。

○横山委員

今回区の方針や希望や条件等をこちら、大井町駅前パブリックスペース設計コンペティションの実施要領のほうに書いていただいているかと思うのですが、公衆トイレの設計という部分ではないのですが、こういったコンペティションですとか、オリエンとかを展開していくとこの話で、例えば公衆トイレであれば、公衆トイレをつくる人の立場からオリエンを書いていくということが本当のオリエンにつながっていくという話を聞いたことがあります。それが区民の方々や訪れる方々、使用する方々にとって必要かどうかということを考えていくことがとても大切で、区民の方との接点とか、自分事にいかに設計する方ができるのかということ、そういったところをキャッチしていただけるような実施要領といいますか、区の希望のリクエストの出し方ということが必要なのかなと私は思っています。

そこで質問の期間が、受け付けが7月17日から回答が20日ということで3日間なのでしょうか。設定されているのですが、この応募者の方々が質問を投げかけたり、それを区のほうで返していったりということで、区が真にどういうことを求めているのかということ、設計者の方々とやりとりしていくというプロセスがとても重要なのではないかと思いますので、そのあたりのお考えをお聞かせください。

○溝口公園課長

委員ご指摘のように、一定の質問期間を設けているものでございます。そういった中では1人の方に1対1で返すわけではなくて、ある程度まとまった段階でうちのホームページで公表していくとか、応募者全員に返すとか、皆さんが共通認識を持った中で進めていけるように、そういった回答の仕方をしていくということで今考えておりますので、またそういった中で区の考え、そういったものもしっかりお伝えしながら、それをあわせて設計に反映していけるように進めていきたいと考えております。

○横山委員

ありがとうございます。その寄せられたご質問をいろいろなほかの応募者の方にシェアしていただいたりとか、なるべく区の考え方でとか、方針というところ、細かく、何でしょう、ヒントといいますか、設計者の方に区が何を求めているのかというヒントのようなものを質問、回答していくことでより深めていけたらすごくいいのかなと思いますので、そのような形でぜひ進めていただけたらと要望いたします。よろしくお願いたします。

○たけうち委員長

ほかにご発言ございますか。よろしいですかね。

それでは、ほかにないようですので、本件を終了いたします。

(9) しながわ水族館イルカショー等の中止について

○たけうち委員長

次に、(9)しながわ水族館イルカショー等の中止についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○溝口公園課長

それでは、報告事項(9)しながわ水族館イルカショー等の中止について、お手元に配付させていただきましたA4判の資料に基づきましてご報告させていただきます。

このたび、しながわ水族館で飼育している5頭のイルカのうちの1頭のイルカが妊娠していることが、血液検査等により確実に became。そこで、より安全な出産を迎えられ、その後子どものイルカが無事に生育していくことを考慮いたしまして、当水族館でイルカを飼育しております一番大きな水槽であるショーを行っているプールにて出産を行うことになりました。それに伴いまして、通常行っているイベントを中止しなければならなくなりましたので、ご報告するものでございます。

中止するイベント等の期間につきましては、イルカショーおよびイルカにタッチにつきましては8月1日から11月8日まで、アシカショーにつきましては8月1日から10月11日まで、さらにショープールを囲みますスタジアムにつきましても、同じように8月1日から9月13日まで立入禁止とさせていただきます。あわせて、スタジアムに面しますガラスにシートを貼りまして、ショープールが見えないような工夫をあわせて行ってまいります。また、地下1階にありますイルカ窓の閉鎖と、あわせて同場所で行っておりますプロジェクションマッピングの中止を7月26日から9月13日までの予定で行うことになっております。

続きまして、イベント等中止期間中の対応といたしましては、中止期間中に入館していただいた幼児から中学生までに缶バッジをプレゼントするとともに、さらに入館された全員に、1枚で2名の方までご利用できる優待券を配布させていただきます。また、優待券をご利用いただいた方には、オリジナルシールのプレゼントを行う予定になっております。また、夏期のイベントといたしましては、ウミウシ展を7月11日から9月17日まで、加茂水族館とタイアップいたしましたクラゲ展をイルカ窓の前で7月28日から9月2日まで展示を行うものでございます。

引き続き魅力ある水族館を目指して、運営事業者と連携しながらさまざまな取り組みを行っていきたいと考えております。また、継続的に安定した水族館の運営に向けまして取り組んでいきたいと考えております。まずは無事にイルカが出産し、子どものイルカがすくすくと生育できる環境づくり、そういったものに取り組んでいきたいというふうに考えているものでございます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

大体イルカの妊娠、出産までの期間というのはどれぐらいが通常なのでしょうか。伺います。

○溝口公園課長

今、現在水族館側のほうで想定しているのは、8月の10日前後を出産予定日といいますか、出産するであろうというところで見込んでございます。これについてはさまざまな事例等を、これまでの文献、そういったものも考慮しながら予想すると、今の段階ですと、大体8月の初旬ぐらい、10日前後ですね。そのぐらいに生まれるだろうというところで想定した中での動きを、今しているところでございます。

○西本委員

すみません。今の質問に続いてなのですが、8月10日前後ということで、そうすると出産後の育児休暇ではないのですけれども、どのぐらいの期間があれば、子育てもあると思うのですが、それはどのぐらいと考えればいいのでしょうか。

○溝口公園課長

一応できることなら人目になるべく触れずに、親子で生育していく期間というのは、生まれてから、やはり大体1カ月ぐらいは余りほかの音ですとか、そういったストレスを与えなく生育することによって、その後の生育といいますか、その後の成長につながっていくところなので、まずは1カ月ぐらいはショーですとか、そういったところも中止して、イルカが見えないような形の配慮というものを今回行っていくというものでございます。その後徐々にいろいろ開放しながら、また子どもの様子等を見ながら、いろいろなものをオープンしていくというような形になっていきますので、やはり大体3カ月ぐらいは今までどおりというわけにはいかずに、何かしらショーを中止したりですとか、目に触れないような形でのイルカの飼育、そういったものも行っていかなければならないというふうに聞いているところでございます。

○西本委員

十分に様子を見ていただきながら進めていただきたいのですが、せっかく出産ということも含めて、新しい仲間ができるのですけれども、それを何でしょうか、名前をつけるであるとか、何かいろいろなイベントにつながると思うのですが、そういうことは考えておられないのでしょうか。

○溝口公園課長

まず名前を募集、上野動物園のパンダとか、名前を募集したりなどというところで、いろいろさらなる入館者の増加、そういったことも図ったり、また動物園人気が上がったりというところの一時的な効果もあるので、そういった中で今回イルカが出産することによって、どういう形でのイベントが組めるのか、それもひとえにまずはやはり無事に生まれていただいて、無事生育していただいての成果になってくると思います。さまざま、いろいろ水族館側でも考えているようではございますけれども、まずは出産のほうに全力を傾けたいということなので、出産後、またどういう形で皆さんにお披露目していくのか、また名前をどういう形で募集していくのかも含めて、今後どういう形で水族館の魅力向上につなげていくのか、そういったところについては運営事業者とともに考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○西本委員

これ、すごく楽しみなことですよ。ですから、多分ワクワクする部分の1つだと思うので、やはり生まれたと聞いて、あっ、よかったとなって、今度見に行きたいと楽しみになるところがあると思うのです。なので、水族館のほうと一緒に考えて、生まれる前から告知をしていただいて、今楽しいことがあるというか、ワクワク感というか、それを皆さんに宣伝していけるようによろしく願います。

○たけうち委員長

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(10) 平成30年度立会川・勝島運河環境美化運動について

○たけうち委員長

次に、(10)平成30年度立会川・勝島運河環境美化運動についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○持田河川下水道課長

それでは私から、平成30年度立会川・勝島運河環境美化運動について報告いたします。A4の資料をご覧ください。

この運動は7月7日、川の日に合わせて、平成9年度から実施しているものでございます。今年で22回目ということでございます。

趣旨といたしましては、立会川・勝島運河とその周辺におきまして、区民の皆様、地元の活動団体、行政と協働で清掃や啓発活動を行うことによりまして、地域の環境美化、河川浄化等に関する区民の意識の高揚を図ると、こういったものでございます。

実施日時は7月5日木曜日、午後3時から4時半までを予定してございます。

実施する内容でございますが、立会川・勝島運河環境美化とポイ捨て禁止の啓発活動といたしまして、勝島運河と立会川の二手に分かれまして、区長、副区長を先頭に100名ほどの列を組んで環境美化の呼びかけを行いながら練り歩くということが1つでございます。次にNPO法人しながわ花海道と連携いたしまして、北浜川児童遊園において、浜川小学校、鮫浜小学校、すまいるスクールの子どもたちと、笹に短冊を飾る催しですとか、橋の欄干に子どもたちの絵を飾る催しを行います。さらに周辺の清掃、除草活動なども実施する予定でございます。

参加団体は資料にございますとおりでございますまして、当日の参加者は総勢300名程度になるというふうに予定してございます。

この運動の事前のPRといたしましては、5月に行われました大井第一町会連合会の町会長会議におきまして、この裏面にあるチラシにおきまして、ご協力のほう依頼したところでございます。また、地元の町会のほうには、この裏面のチラシを回覧していただくなどして、周知を図っているところでございます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

よろしいですか。それではご発言がないようですので、本件を終了いたします。

(11) 防災行政無線設備更新工事について

○たけうち委員長

次に、(11)防災行政無線設備更新工事についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○古巻防災課長

それでは私からは、報告事項の(11)番になりますが、防災行政無線設備更新工事につきましてご報告を申し上げます。

本件につきましては、昨日総務委員会におきまして、第68号議案、防災行政無線設備更新工事請負契約としてご審議をいただきまして、全会一致でご承認をいただいているものでございます。本日につ

きましては、建設委員会におきまして、その工事内容についてご報告をさせていただくということになります。資料はA4判、1枚のものをお配りしておりますので、そちらご覧いただければと思います。

まず工事内容でございませけれども、今年度の更新工事につきましては、記載のとおり、(1)親局設備の調整としまして、昨年度更新した機器の親局の調整等を行うというようなことで実施をいたします。また、(2)といたしまして、屋外拡声子局設備として、資料記載の34カ所で更新あるいは新設の工事を実施いたします。なお、一覧表の30番以降、新浜川公園から一番最後、34番の大井ふ頭7号バス管理棟までにつきましては、新規にスピーカーを設置する箇所ということで、新設の工事という形になります。ほかは更新、既存の施設の入れ替えという形になります。

次に2の工期でございませけれども、今年度分の工事といたしましては、平成31年3月22日までを予定しております。

最後に3の年次計画でございませますが、一昨年度の設計を受けまして、昨年度より5カ年の計画で現在進めておりまして、平成33年度末までに設備の更新、新設を完了する予定で進めております。本年度事業期間の2年目ということで、ご報告した形の工事を行うという内容になります。

防災行政無線設備更新工事につきまして、私からのご報告は以上であります。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○あくつ委員

まずお伺いしたいのが、今回30番から、31番からですね。大井ふ頭のほうのバースのところに、コンテナも含めてですか、コンテナセンター、こちら設置を新しくされた理由をまず聞かせてください。

○古巻防災課長

こちら31番以降になりますけれども、港湾部のほうについての新設になりますが、こちら東京都の港湾局からも要請がありました部分なのですけれども、今まで港湾部につきましては一切防災無線のスピーカー、屋外子局の設置がなくて、そちらで働いている方々へ対する防災情報の周知がなかなか難しい面があったということで、新たにこちらに設置をいたしまして、区民というよりも在勤の方が主になるかと思いますが、そういった方々に対しての防災情報の周知を図るというような内容になります。これにつきましては、東京都から補助金、2分の1になりますけれども、出るということで進めておりまして、今年度が補助金の最終の年度になりますので、今年度まずこちらから設備の新設を行うという計画で進めているところでございます。

○あくつ委員

わかりました。ありがとうございます。本当に海に一番近いところということで、今までなかったのが不思議かなというところで、よかったと思うのですが、年次計画のところで、私も以前総務委員会のほうでこの報告は受けていたのですが、所管ではないというところで答えが経理課長にはわからないということだったので、ちょっとお聞きします。まずアナログとデジタルの並行稼働の期間があるというのは、全てデジタルがそろうまでは並行で稼働するというものでいいのかどうか。それと、今回設置を行うということで、今までは既存の、アナログの、何というのでしょうか、子機があって、子局があって、子局というのですか、子局があって、そこに並列してデジタルのものを立てる。それで、だんだんそれを抜いていく。アナログに関しては最後は抜いていくという、そういうイメージなのか、ちょっとその構造がよくわからなかったので教えてください。

○古巻防災課長

まずアナログとデジタルの並行稼働の考え方でございますけれども、やはり更新、徐々に行っていきます関係で、子局がアナログのもの、それから新設というか、更新が終わったものについてはデジタルのものということで、それぞれ対応する子局が、同じく平成33年度の子局の更新が全部終わるまでは、アナログ機器とデジタル機器が併存するような形になりますので、どうしてもアナログ電波、デジタル電波、両方出さないと全ての子局で音が出ないという形になりまして、並行稼働の考え方は両方、子局がアナログ式のもの、デジタル式のもの、併存しているという関係から、こういった形になるということでございます。ですから親局のほうも、アナログ電波が出せるものとデジタル電波が出せるもの、これを併存しますけれども、親局については1局しかないもので、更新をしまして、親局のほうでアナログ電波とデジタル電波を両方発せられるような仕組みのことで運用するというような形になります。

○あくつ委員

なぜこういう質問をするかというところ、昨年総務委員会で香川県だったか、高松市ですね。総務委員会の所管だったのですが、危機管理というところで見に行ったのです。いわゆる海辺のあたりについては、やはりアナログの電波を飛ばして、どちらも同じ内容で、デジタルもアナログも飛ばせるということで、やはり個別の受信機、品川でいえばいわゆる防災ラジオがあるので、もしこれ、可能ならば、法律上許されるのであれば、同じ内容を電波で飛ばすのだったら、アナログとデジタルをそのままずっと飛ばしていれば、今5,000個配付されている防災ラジオも継続して使えるのではないのかと思うのですが、その辺についてのお考えをお聞かせください。

○古巻防災課長

まずアナログ電波の継続のお話でございますけれども、こちらにつきましては、現在の方式のアナログの電波ですと法令に反してしまう。規則に反してしまうという形で、今回更新の工事を行っていくということになりますので、同じ、何というのですか、出し方をすると、ちょっとよろしくないという形になります。ですから、防災ラジオにつきましては、確かにアナログがそのまま続けられれば既存のものをそのまま使えるというようなことではありますけれども、そこも含めましてというか、防災ラジオというか、何か子局を補完するような仕組みについては、アナログ、デジタル並行稼働している間に少し対応手段を考えて、何というのですか、防災ラジオの仕組みが、仕組みがというか、例えば機器を交換するというところもあるかもしれませんが、そういった手段についてはちゃんと確保するような形で、検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○あくつ委員

わかりました。お考えいただいているということで安心をいたしました。品川の何というか、地域のコミュニティFMですか、あれも補完するようなお話もありましたが、防災課のほうで防災ラジオの補完的な対応についてもお考えいただいているということで、ぜひ進めていただきたいと思います。

○たけうち委員長

ほかにご質疑ございますか。よろしいですか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

2 所管事務調査について

○たけうち委員長

次に、予定表2の所管事務調査についてを議題に供します。

前回の委員会で所管事務調査項目についてご案内し、各党派等から調査項目の要望をいただきました。それらのご意見を踏まえ、それぞれのご要望を最大限取り入れようという考えのもと検討させていただいた結果、今年度の当委員会の所管事務調査につきましては、お手元に配付しておりますとおり、防災対策について、および水辺の利活用についての2項目とさせていただきたいと思っております。

防災対策につきましては、昨年度改定されました地域防災計画についてのその後の動きや、避難所運営マニュアルの策定のあり方についてのご意見を頂戴しました。また、先般発生いたしました大阪を中心とした震災にかかわって、区内でも防災・減災に対する区民の関心も高まっていることと考えます。以上を踏まえ、幅広い観点から調査に取り組んでまいりたいと考えております。

また、水辺の利活用につきましては、2020年東京オリンピック・パラリンピックを控え、品川区内でも重要なエリアになってくる水辺について適宜テーマを選び、調査研究をしてまいりたいと考えております。

時間の関係もあり、ご要望の全てを取り上げることとはできませんでしたが、このような形でご了承いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

ありがとうございます。それでは、議案や報告事項等の案件との関係もございますが、次回以降、時期を見ながら計画的に調査研究を進めていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

理事者のほうにもいろいろな資料の準備をお願いすることになるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

3 行政視察について

○たけうち委員長

それでは、予定表3、行政視察についてを議題に供します。

お手元に配付いたしました資料をご覧ください。

前回の委員会で頂戴したご意見等を踏まえ、これまで建設委員会で行ってきた行政視察の調査項目や視察先など、さまざまな観点から検討させていただき、調査項目および候補地について正副で案をまとめさせていただきました。この案でよろしければ先方との調整に入りまして、次回の委員会で再度お諮りさせていただきたいと思っております。

なお、大阪市については、先般の震災被害の影響もあり、行政、議会ともに今年度の視察受け入れは厳しい可能性が高いと思われれます。仮に大阪市への視察が受け入れていただけなかった場合は、所管事務調査項目にも含まれておりますことから、水辺の利活用について先進的な取り組みを行っている自治体を代案として入れていきたいと考えております。

それでは、本件につきましてご意見等がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、この案をもとにいたしまして先方との調整に入り、次回改めて正副案をお示しし、決定していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、繰り返しにはなりますが、先方との調整次第では候補地等変更の場合もありますので、あらか

じめご了承願います。

以上で本件を終了いたします。

4 その他

(1) 所管質問について

○たけうち委員長

次に、予定表の4、その他を議題に供します。

初めに(1)の所管質問について議題に供します。

昨日の委員会におきまして、安藤委員より今定例会の一般質問に係る所管質問の申し出がございました。質問項目は石田秀男議員の一般質問の、北品川駅前広場計画についての質問の中から、景観と歩行者の安全への具体的配慮についてでございます。

これより所管質問を行います。申し出をした委員以外の方も議論に加わることができます。

それでは、安藤委員より本会議の質問の繰り返しにならないよう、改めて質問をお願いいたします。

○安藤委員

今委員長が言ったとおりなのですが、6月29日に石田秀男議員から、北品川駅の駅前広場について質問がされました。計画案の一部変更という質問に対して、品川区のほうから景観と歩行者の安全に配慮して、引き続き検討するというようなことで答弁がありましたけれども、これは前回の建設委員会のほうでは、前回というか、前期ですね。住民からの請願なども上がっていた案件です。それぞれどのように具体的に配慮していくというお考えなのか、内容を伺いたと思います。

○たけうち委員長

質問が終わりました。

それでは、理事者よりご説明願います。

○東野まちづくり立体化担当課長

それでは、北品川駅前広場計画の検討状況についてご説明いたします。

本計画につきましては、昨年12月17、18日に都市計画案の説明会を行いまして、公告縦覧を行ってございます。当委員会へは昨年11月29日に説明会の開催案内、それから計画内容についてのご報告をさせていただいております。また、本年2月26日、こちらも当委員会におきまして、本計画に係る請願審査が行われております。

都市計画案の内容につきましては、京急本線連続立体交差化事業とあわせまして、駅前における交通上の課題を解決し、にぎわいと活力を兼ね備えた地域交流の核となる駅前広場を整備し、拠点の形成を図るものでございます。こちら、南北に位置する駅の東側に交通広場、それから西側にたまり空間を配置いたしまして、広場にアクセスするための区画街路を第一京浜国道から旧東海道まで整備する計画となっております。

この都市計画案につきましては、地域より多くのご意見が寄せられました。主だったものにつきましては、駅東側に交通を誘導しないでほしい、駅西側へのタクシー等乗降場の設置を求める、旧東海道の道幅を守ってほしい、横丁の保全などでございます。また、当委員会におきましても、請願審査の際に多くの委員より、地域の声を反映させるよう、住民との継続的な話し合いを続けるよう要望があったところでございます。

そこで、都市計画の範囲においてどのような見直しができるか、区として引き続き検討を行っている

ものでございます。検討の視点といたしましては、答弁にもございました景観への配慮、つまり旧東海道の道幅を保つ工夫、それから横丁の面影を残す工夫をどのように行うのか、また、歩行者の安全への配慮、つまり交通結節機能をどの場所へ配置するか、そういうところを検討の視点としてございます。

地域の町会、それから協議会等との話し合いも引き続き行ってございます。いただいたご意見を踏まえまして計画をまとめ、改めて東京都や交通管理者、道路管理者等との協議をこれから行っていくところでございます。

計画案につきましては、まとも次第当委員会へ報告させていただきたいと思っております。また、改めて地域への説明会を行うことを予定しております。

中身につきまして、詳しい内容につきましてはまだ検討中でございます。

○たけうち委員長

答弁が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

検討の視点ということでお話がありましたけれども、やはり景観と歩行者の安全ということですが、景観といいますと、やはりあそこは旧東海道の道幅が重要だということと、やはり横丁が非常に歴史的な資産になっているということで、そういう当時の面影を残す場所というものは、いずれも重要なポイントになっていると思うのです。駅前広場と言いましたけれども、実際の都市計画案というものが区画街路になっているのです。やはり道幅を残すためにも、横丁を保全するためにも、その区画街路ということ自体を見直していく必要があると思うのですけれども、そういった考えはお持ちなのか伺います。

それと、改めて説明会をということでしたけれども、一度出した都市計画案を変更するということになるわけです。これは非常に変更、見直しをかけていくということ自体は本当に画期的なことですし、やはりそれだけ多くの地元の方々も、このまちの景観を守りたいという思いが強かったと私は思うのですが、そうなりますと、説明会をやると。改めて縦覧、案についての縦覧に供されて意見書が受け付けられるという形になるのか確認させてください。あわせて、計画案が改めて作成されるということですので、住民の意見をやはりこの計画案の作成段階でしっかり反映させていくという都市計画法の第16条に規定されている公聴会、これも今回こういった今までの経過もありますので、しっかり行っていく必要があるのではないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○東野まちづくり立体化担当課長

区画街路の見直しについてでございます。こちらにつきましては、都市計画の中でどういう見直しができるかということにつきまして、区画街路、こちらアクセス道としての機能、それから駅前の安全な歩車分離である交通上の機能ということで、検討の1つにしているところでございます。こちらにつきましては、全体的な計画の中で区画街路の必要性、そういったものについても考えてまいりたいと思っております。

また、説明会をすることによる縦覧、それから意見書の提出、こちらにつきましては、改めてそういう形をとりたいと考えてございます。

それから公聴会の開催でございます。公聴会の開催につきましては、前期の委員会のほうでも説明させていただきました。この説明会をもちまして、質疑応答という中で、より詳しく説明をさせていただいた上で質疑応答という形をとりたいと考えてございますので、公聴会というよりも改めて説明会の中

で議論をさせていただきたいと思っております。

○安藤委員

区画街路の必要性についても検討対象だということですので、ぜひそこはしっかり、本当にこれが必要なのかということも含めて検討していただきたいと思います。

あと公聴会の話ですけれども、説明会でもできるという話ですが、説明会で意見を述べるということ、やはり都市計画法上で位置づけられた公聴会の中で意見陳述をするということとは、私は重みが違うと思うのです。ですから、私は代わりにならないと思うのですけれども、それを説明会はやるからいいのだというふうにおっしゃるのであれば、その説明会で出された意見を区はどのように受けとめるのか、その場に出された意見というものをどのように反映していくお考えなのか、その辺をしっかりと聞かせていただかないと、到底納得いかないのですが、いかがでしょうか。

○東野まちづくり立体化担当課長

公聴会に係るご質問でございます。公聴会が出された意見全てがこの計画に反映できるかということになりますと、実際はそうではないというふうに考えます。計画の内容に沿ったものとして、区が説明をする義務ということは当然あると思いますし、それに対して質問、疑義がある場合についてはそれに対して答えていくという形になろうかと思っております。計画の中身への反映という部分につきましては、地域の住民との話し合いについて今年度進めてまいりたいと思っております、そういった経過を踏まえて説明会というものを改めて開催する予定でありますので、そういった経過を踏んでいきたいというふうに考えてございます。

○安藤委員

最後意見ですけれども、都市計画法の第16条の国の運用指針では、説明会はやはり説明会ですと。計画を区がしっかり説明する場所ですと。公聴会というのは計画案を策定する段階で、区民の声をしっかり反映させていく、いろいろ今、やはり都市計画をつくるに当たっては、住民参加というものが大事な時代になっているのだと。ですからそのような性格があるのだということを書いた上で、よほどイレギュラーの場合以外は公聴会を開催するべきであるというふうに、国の、国交省の指針で書いていますので、ぜひそういった運用指針もしっかり踏まえた上で、公聴会というものを開催していただくような検討を強くお願いしたいと思います。

○あくつ委員

北品川駅の駅前広場ということで、この間私も地元の町会長や協議会、また、今回立ち退きの範囲になられている方のお話も、長時間にわたって伺いまして、ただ私、前期は建設委員ではなかったものから、請願審査の後には大量の資料をいただきまして、電話でもお話しさせていただきました、地元の話をよく聞いてくださいということは、請願審査の際にはうちの会派からも、私どもの会派からも申し上げておりました。今回、この前の一般質問の中で、それについてまたしっかりと考えていくということでの品川区としてのお考えが出たことについては、非常によかったなと思うのですけれども、そもそもこの広場、駅前広場についての計画というのは、京浜急行の立体化に合わせて、これは品川区として考えているものであって、これを今考えるとおっしゃっているのですけれども、その立体化とタイミングが合わないと、非常に何というのでしょうか、難しいものが出てくると思うのですが、ここに関しては今ぎりぎりの折衝を東京都と、京浜急行とされていると思うのですけれども、タイミング的には大丈夫なのかどうか、それを確認させてください。

○東野まちづくり立体化担当課長

本計画、駅前広場の計画につきましては、京急本線の連続立体交差事業の関連案件として、都市計画案の説明等々を行っているところでございます。私ども品川区といたしましても、京浜急行の高架化につきましては、地域の住民の願いであるということをご踏まえておりますので、それに合わせた計画として一緒に進めていくというところで表明をしているところでございますけれども、見直しをするということに当たりましては、さまざまところとの協議の時間が必要となってきます。東京都であったり、警視庁であったり、そういうところとの協議期間というものが必要になってくるかと思っております。そういうところも踏まえまして、東京都との折衝を今しているところでございます。地域の住民の声が反映できるような計画として、区として精いっぱい取り組んでいきたいと思っております。

○あくつ委員

住民の声を聞いて見直すということは、本当に画期的、先ほど画期的という、安藤委員の発言がありましたけれども、何というのですか、その分大変なご苦勞が区当局にはかかると思っております。区民側からすれば、それは当たり前だという言い方をするかもしれませんが、ぎりぎりまで本当に、タイミングも逃さずというところで大変だと思いますけれども、ぜひぜひ区民の意見を最後までできるだけ聞いていただいて、全ての区民の反映に資するようなものをつくっていただきたいと思っております。

○西本委員

1点だけ、やはり気になっているところとしては、前回の請願ですか、議論の中でも、地域の皆様方の状況を把握してということだったのですが、そもそも今回の話の流れといいますか、進め方に関しての、これからのこともありますので、進め方について何か、反省までいかないかもしれませんが、気づいたこととか、住民の皆さんとの交渉の仕方であるとかということで、今回の件を受けて何かございますでしょうか。

○東野まちづくり立体化担当課長

駅前広場計画をつくるに当たりまして、委員会のほうでも説明させていただきました都市計画の運用指針であるとか、それから区でいきますとマスタープラン、それからまちづくりビジョン、そういったものを上位計画として進めてきたところでございます。ただ、それを実際説明会を行ったところ、かなり住民からの反対といいますか、多くのご意見をいただいたというところがございますので、そういったところをもう少し住民の声を反映できるよう、計画に取り入れていきたいという思いで、今回、今現在改めて見直しを行っているところでございます。反省といいますより、この進め方につきましては区民と向き合うという区の姿勢を、今後は大事にしていきたいと思っております。

○西本委員

今回のようなことというのは結構あり得ますよね、いろいろ進めていく中で。皆さん生活されているので、そこに立ち退きであったり、いろいろなまちが変わるであったりということが、これからも出てくると思うのです。その際に区には区の考え方があって、よかれと思ってやっていることだと思います。でも、それが説明の仕方であったりとか、進め方であったりとか、順番とかによって、それが裏目に出してしまうということが多々あると思うので、今回ボタンのかけ違いもいろいろあったのかなという思いもあるので、ぜひとも次回から、いろいろなところに関係してきますので、参考にさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○たけうち委員長

ほかにご質疑ございますか。

それではほかになければ、以上で(1)の所管質問について終了いたします。

(2) 議会閉会中継続審査調査事項について

○たけうち委員長

次に、(2)の議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

ありがとうございます。それでは、この案のとおり申し出をいたします。

(3) 委員長報告について

○たけうち委員長

次に、(3)の委員長報告についてでございます。

昨日の議案審査の結果報告について、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

ありがとうございます。それでは正副でまとめさせていただきます。

(4) その他

○たけうち委員長

最後に、(4)その他でございますが、その他で何かございますか。

○稲田都市開発課長

それでは私から口頭で、大崎駅西口バスターミナルへの外貨両替所設置についてご報告させていただきます。

先般一般社団法人大崎エリアマネジメントから、運営する大崎駅西口バスターミナルにおきまして、外貨両替所を開設する予定とのお話がありましたので、ご報告いたします。成田・羽田空港便利用者や、訪日外国人向けのサービスとして、また、ターミナル利用者の利便性向上、また、ターミナルの事業を向上させるための取組みの1つとして始めるとのことでございます。

運営するのは株式会社エクステンジャーズが出店するというので、ターミナル内にあります警備員休憩所の一部を利用するということです。現在工事中でございまして、7月中旬にオープンする予定とのことでございます。営業時間は6時から20時まで、年中無休で2名のスタッフにより両替事務を行うとのことでございます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件について、特に確認したいことはありますか。

○安藤委員

すみません。工事中ということなのですけれども、その工事というのはどこが主体でどこが負担するものでしたか。それだけちょっと聞かせてください。

○稲田都市開発課長

これはこのエクステンジャーズがコンテナハウスの一部を仕切って、出入り口などもつけて、窓口

をつくって改修して運営するということをございます。

○たけうち委員長

よろしいですか。ほかによろしいですか。

それでは、特にほかはないようですので、以上で本件を終了します。

その他で何かありますか。

ないようですので、正副より1点ご案内させていただきます。本年度も10月23日火曜日に、東京道路整備事業推進大会、通称道路大会が予定されております。本大会は平成28年度より砂防会館別館で開催されており、それ以前と会場が変更となった関係で、参加できる人数が大幅に減り、建設委員全員での参加が困難な状況となっております。このような実情を踏まえ、昨年と同様、大会当日の10月23日には事業把握のための建設委員会は開催せず、直近の委員会の中であらかじめ概要の説明を受けることとし、本日この場において参加される委員を決めてまいりたいと思います。議会に対しては3名の参加要請がございましたので、正副としましては、委員長と副委員長のほか、あと1名の委員で参加できればと考えておりますが、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

ありがとうございます。それでは、出席者の選任につきまして、各委員よりご意見を伺います。

初めに自民党・子ども未来、お願いします。参加のお考えを。

○大沢委員

正副にお任せします。

○あくつ委員

正副一任で。

○安藤委員

共産党はこの大会自体の趣旨に反対していますので、参加していません。参加を辞退したいと思います。

○西本委員

正副一任でお願いします。

○筒井委員

第一会派の方から選出していただくのがよいかなと思います。

○たけうち委員長

では、いろいろご意見いただきましてありがとうございました。それでは道路大会につきましては私と松永副委員長、それから自民党・子ども未来の大沢委員の3名で出席してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。当日の集合時間等につきましては、出席される委員に個別にご連絡申し上げますので、ご参集のほどよろしく願いいたします。

以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了しました。

これをもちまして、建設委員会を閉会します。

○午後2時42分開会